

8 法務局・地方法務局との連携状況

(1) 登記所備付地図作成作業の実施状況

ア 登記所備付地図作成作業に係る計画の策定状況

(登記所備付地図)

不動産登記法では、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的に、登記所で登記の事務を行う登記官が、登記簿を作成することとされている。

一方、登記簿への記録事項だけでは、登記された土地がどこに位置し、その形状や区画がどのようなものであるかは明らかにすることができない。このため、登記簿の記録事項を補完するものとして、不動産登記法第14条第1項に基づき、各登記所には、登記所備付地図を備え付けるものとされている。

登記所備付地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに、土地の位置、形状及び地番を表示したものであり、洪水、地震などの自然的原因又は宅地造成など的人為的原因で土地の筆界が不明となった場合や境界紛争が生じた場合であっても、登記所備付地図から現地の筆界を復元することのできる現地復元性を有している。

また、登記所に備え付けられている地図・図面には、登記所備付地図のほか、図表 8-(1)-ア-①のとおり、登記所に登記所備付地図が備え付けられるまでの間、これに代えて備え付けることができる公図がある。

図表 8-(1)-ア-① 登記所に備え付けられている地図・図面

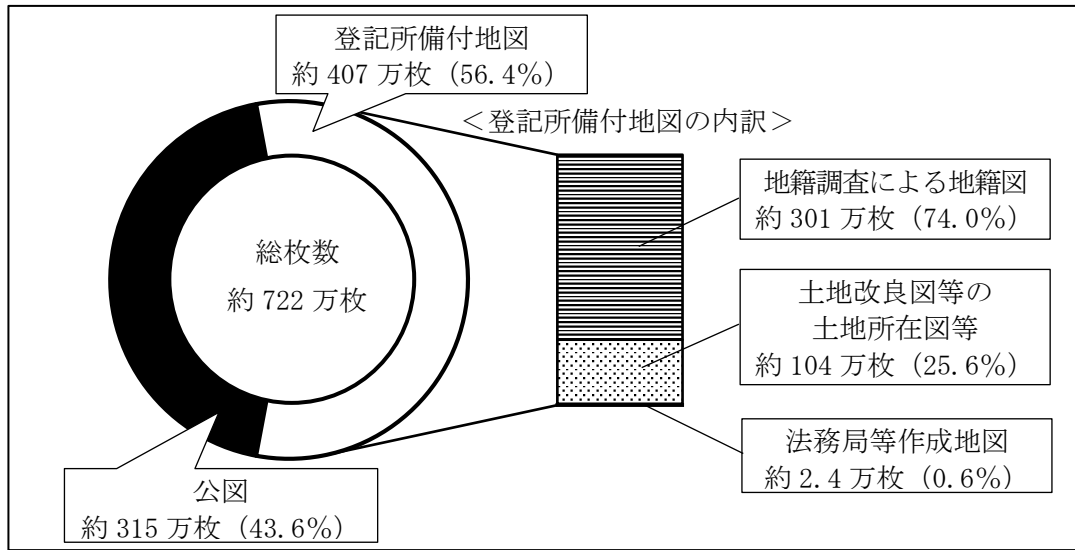
<p><登記所備付地図></p> <p>土地の筆界が不明となった場合にも、地図から土地の位置及び区画（筆界）を現地に正確に再現できる精度が高いものであり、法務局等が作成する地図、市町村が地籍調査により作成する地籍図、土地改良事業等により作成する土地所在図などがある。</p>
<p><公図></p> <p>登記所備付地図が登記所に備え付けられるまでの間、これに代えて登記所に備え付けられる図面であり、この多くが明治期の地租改正の際に作成された旧土地台帳付属地図であるため、登記所備付地図に比べて精度が低いものとなっている。</p>

(注)「未来投資会議構造改革徹底推進会合「ローカルアベノミクス深化」会合（農業）（第6回）」（平成29年2月23日開催）資料を基に、当省が作成した。

全国の登記所に備え付けられている地図・図面の現状は、図表 8-(1)-ア-②のとおり、平成30年4月1日現在、約722万枚の地図・図面が備え付けられており、このうち登記所備付地図は約407万枚（56.4%）で、残りの約315万枚（43.6%）が公図となっている。

登記所備付地図の内訳をみると、地籍調査による地籍図が約301万枚（74.0%）となっており、このほか、土地改良図等の土地所在図等が約104万枚（25.6%）、法務局等作成地図が約2.4万枚（0.6%）となっている。

図表 8-(1)-ア-② 登記所における地図・図面の現状 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

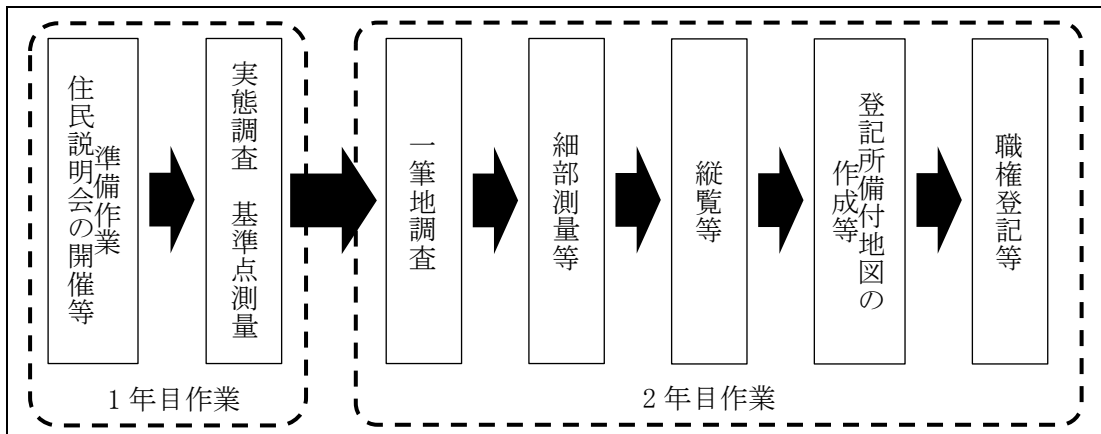


(注) 法務省の資料を基に、当省が作成した。

各法務局等が実施する地図作成作業は、図表 8-(1)-ア-③のとおり、2 か年で実施されている。地図作成作業の 1 年目作業では、住民説明会の開催等を行う「準備作業」、事前の現地調査や測量、基準点の設置等を行う「実態調査・基準点測量」を実施し、2 年目作業では、土地所有者等の立会いのもと、土地の筆界、地積、地目等を調査する「一筆地調査」、設置した基準点に基づき測量を行う「細部測量等」、土地所有者等が地図作成作業の結果を確認する「縦覧等」、地図作成作業の結果に基づく登記所備付地図の作成や登記官による登記を行う「登記所備付地図の作成等」及び「職権登記等」を実施している。

なお、法務局等では、実態調査・基準点測量、一筆地調査における測量等、細部測量等、縦覧等における資料作成、登記所備付地図の作成等を入札に付しており、この結果、主に公共嘱託登記土地家屋調査士協会等が作業機関として受託している。

図表 8-(1)-ア-③ 法務局等における登記所備付地図作成作業の流れ



(注) 法務省の資料を基に、当省が作成した。

登記所備付地図が整備される効果としては、地籍調査が実施される効果と同様に、①不動産取引の流動化、②道路拡幅工事、下水道工事等の公共事業の円滑化、③土地に対する課税の適正化があり、このほか、④境界紛争の防止などが挙げられる。

(民活と各省連携による地籍整備の推進)

内閣に設置された都市再生本部は、都市部における登記所備付地図の作成の遅れが、都市再生のための各種施策の進捗を阻害する要因の一つとなっていることを踏まえ、平成15年6月26日、推進方針を決定し、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとしている。

登記所備付地図の整備事業を推進するための取組としては、図表8-(1)-ア-④のとおり、i) 基礎的調査の推進、ii) 地籍調査素図の整備、iii) 電子化と正式地図化の三つを行うこととされた。

図表 8-(1)-ア-④ 推進方針における登記所備付地図の整備事業を推進する取組の内容

区分	内容
基礎的調査の推進	①地図整備の基礎となる測量基準点の整備、②街区（道路等により囲まれた区域）の角の座標調査、③公図と現況の関係の分類を行う。（いずれもおおむね2年で完了）
地籍調査素図の整備	対象地域の現況に応じて、国土交通省や法務省が連携しつつ、既存の測量成果（地積測量図、道路台帳附属図面）を活用した地籍調査素図の整備を行う。 また、今後、法務省において、法務局等が境界の確定等に関与して、迅速に正式な登記所備付地図とするための法整備を行う。
電子化と正式地図化	地籍調査素図を電子化して、これを基に正式な登記所備付地図の作成を行うとともに、電子化された登記所備付地図を国土交通省、国土地理院、法務省等の間で共有する。

(注)「第10回都市再生本部」(平成15年6月26日)資料を基に、当省が作成した。

(都市再生街区基本調査)

国土交通省は、推進方針を受けて、全国の都市部における地籍整備の推進を図ることを目的に、平成16年度から18年度までの3か年で、地籍調査のための基礎的調査となる「都市再生街区基本調査」を実施している。

都市再生街区基本調査では、実施主体である独立行政法人都市再生機構及び国土地理院が、全国のD I Dのうち、地籍調査が未了となっている地域（10,100 km²、719市町村）を対象に調査を行っており、図表8-(1)-ア-⑤のとおり、①街区基準点の整備、②街区点の調査、③公図の数値化、④データベース化を実施している。

また、同省は、都市再生街区基本調査の成果により、公図と現況のかい離の状況を把握し、ホームページ上で公開している。

図表 8-(1)-ア-⑤ 都市再生街区基本調査の内容

区分	内容
街区基準点の整備	約 20 万点に及ぶ街区基準点が約 200m 間隔に整備され、既存の公共基準点も含め、世界測地系（地球上の位置を緯度・経度で表すための基準として、国際的に定められているもの）の座標値に統一された。これにより、地籍調査未了の D I D においては、既存の公共基準点と一体的に機能する形で街区基準点が面的に整備されることとなった。
街区点の調査	約 230 万点に及ぶ街区の角の座標値が調査され、街区の外周位置を把握することが可能となった。 また、街区点（街区の角の位置を示す点であり、既存の境界杭や構造物から選定）について詳細な記録が整備され、境界杭の設置者に関する情報を把握することも可能となった。
公図の数値化	登記所に備え付けられている公図のうち、紙ベースのもの（ポリエステル・フィルムのものを含む。）について、スキャナ等でコンピュータ上に取り込み、デジタル処理が可能となるように数値化している。この結果、地籍調査未了となっている D I D の公図は、全て数値化されている。
データベース化	街区点の調査の成果と数値化した公図を重ね合わせて成果図を作成し、公図と現況との整合・かい離の状況が確認された。 この重ね合わせに当たっては、公図と現況の街区の角（街区点）のずれが最も小さくなるように、数値化した公図に一定の縮尺補正等が行われた。 公図と現況のずれが最も小さくなるように重ね合わせた結果、最終的に生じたずれは、残差として残差表に取りまとめられた。残差表は、公図 1 枚ごとに作成されており、街区点ごとの残差とともに、その平均を示すものとして残差の平均二乗誤差（標準偏差）が記載されている。

（注）「都市部及び山村部における地籍整備の促進策」（平成 20 年 8 月 29 日国土審議会土地政策分科会企画部会地籍調査促進検討小委員会）を基に、当省が作成した。

法務省では、国土交通省から都市再生街区基本調査の成果の提供を受け、街区点の座標値と対応する公図上の点の座標値とのかい離の程度により、①おおむね一致する地域（かい離が 7 cm 以内のもの）、②一定程度一致する地域（かい離が 7 cm を超え、かつ 6m 以内のもの）、③大きく異なる地域（かい離が 6m を超えるもの）の三つに分類し、このうち、公図と現況が大きく異なる地域の全国の面積を足し上げ、地図作成作業を実施すべき面積を 660 km² と推計している。

(地図作成作業に係る各種計画)

法務省では、自らが不動産登記法第 14 条第 1 項に基づく登記所備付地図を整備するため、昭和 43 年から地図作成作業を実施している。地図作成作業の実施に当たっては、昭和 43 年度から 63 年度までの 21 年間にわたって、モデル作業としての位置付けで実施しており、モデル作業の終了後の平成 4 年度からは、早急な登記所備付地図の整備を必要とされた市街地及び準市街地における地図混乱地域等を対象として、地図作成作業を実施していた。

その後、上記の推進方針が示されたことを受けて、平成 16 年度以降は、累次にわたって地図作成作業に係る計画を策定し、都市部の D I D の地図混乱地域を対象とした、計画的な地図作成作業の実施を推進している。

地図作成作業に係る計画の策定に当たっては、法務省が予算や各法務局等の体制を考慮して全体の計画面積を設定し、各法務局等へ実施希望地区に関する照会を行っている。各法務局等は、実施希望地区、実施面積等について法務省に報告しており、法務省では当該報告に基づき、調整を加えた上で、実施地区等を決定している。

(7) 不動産登記法第 17 条地図作製作業 10 か年計画（計画期間：平成 16 年度～25 年度）

法務省では、都市再生本部での議論や法務局等の体制を考慮した上で、図表 8-(1)-ア-⑥のとおり、平成 16 年度から 25 年度までの 10 か年で 100 km²の地図作成作業を行うこととする「不動産登記法第 17 条地図作製作業 10 か年計画」（以下「地図作製作業 10 か年計画」という。）（注）を策定するため、「不動産登記法第 17 条地図作製作業 10 か年計画の策定について（照会）」

（平成 15 年 3 月 25 日付け法務省民二第 849 号法務省民事局民事第二課長照会）により、各法務局等に対して、実施希望地区等を照会していた。

その後、法務省は各法務局等からの報告に基づき、地図作製作業 10 か年計画の作成を行っていたが、平成 15 年 6 月に推進方針が決定されたことを受けて、都市部を重点的かつ集中的に選定する必要性が生じていた。このため、法務省は、「法第 17 条地図作製作業 10 か年計画（素案）」の調整について（依頼）」（平成 16 年 6 月 18 日付け法務省民二第 1769 号法務省民事局民事第二課長依頼）により、各法務局等に対して、地図作製作業 10 か年計画の素案を示すとともに、登記所備付地図を整備する必要性及び緊急性の観点から、選定した実施希望地区の確認、実施希望年度の調整、実施希望地区の変更又は追加を行うなどの所要の見直しを求めた。

これを受け、各法務局等は実施希望地区の変更、追加等を行った調整案を法務省に報告し、法務省において、地図作製作業 10 か年計画を策定した。

なお、地図作製作業 10 か年計画については、各法務局等で登記所備付地図を整備する必要性及び緊急性を考慮し、各年度において実施地区等の見

直しを予定していたため、飽くまで計画案として整理されている。

(注) 不動産登記法第 14 条第 1 項の規定は、平成 16 年度の改正前の旧不動産登記法(明治 32 年法律第 24 号)においては、第 17 条に規定されていた。

図表 8-(1)-ア-⑥ 不動産登記法第 17 条地図作製作業 10 か年計画の計画面積

(単位: km²)

区分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	合計
計画面積	8	9	9	10	10	10	11	11	11	11	100

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 登記所備付地図作成作業新 10 か年計画(計画期間:平成 21 年度~30 年度)

法務局等では、平成 16 年度から、地図作製作業 10 か年計画に基づき地図作成作業を実施していたところ、上記のとおり、国土交通省が都市再生街区基本調査の成果を公表し、法務省においてはこの成果を活用して地図作成作業を実施すべき面積を 660 km²と推計した。法務省は、この推計結果を踏まえ、図表 8-(1)-ア-⑦のとおり、21 年度から 30 年度までの 10 か年で 130 km²の地図作成作業を行うこととする「登記所備付地図作成作業新 10 か年計画」(以下「地図作成作業新 10 か年計画」という。)を 21 年度に策定した。

なお、平成 20 年度までは、測量に必要な基準点が既に設置された地域において地図作成作業を実施していたため、1 年間で全ての工程が完了していたが、21 年度以降は、基準点の新設作業等が必要な地域においても地図作成作業を実施していくこととなり、基準点設置作業を含めた作業期間を十分に確保するため、2 年間で実施することとした。

図表 8-(1)-ア-⑦ 登記所備付地図作成作業新 10 か年計画における計画面積

(単位：km²)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	合計
計画面積 (1 年目)	13	13	13	13	13	13	13	13	14	—	—
計画面積 (2 年目)	12	13	13	13	13	13	13	13	13	14	130

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 地図作成作業は、2 か年で実施されており、年度ごとに、「計画面積 (1 年目)」欄には、当該年度に着手する 1 年目作業の計画面積を記載し、「計画面積 (2 年目)」欄には、前年度に着手した地区の 2 年目作業の計画面積を記載した (例えば、平成 21 年度の「計画面積 (1 年目)」欄の 13.0 km²と 22 年度の「計画面積 (2 年目)」欄の 13.0 km²は同一地区となっている。)
- 3 平成 21 年度の「計画面積 (2 年目)」欄については、20 年度以前に基準点が設置済みの地区で、地図作成作業を実施したため、1 年間で地図作成作業が終了している。

(ウ) 登記所備付地図作成作業改・新 8 か年計画 (計画期間：平成 21 年度～28 年度)

法務局等では、地図作成作業新 10 か年計画に基づいて、地図作成作業を実施していたが、平成 21 年度当時、地方公共団体や関係業界団体等からの強い要請があり、図表 8-(1)-ア-⑧のとおり、地図作成作業新 10 か年計画を前倒しし、21 年度から 28 年度までの 8 か年で 130 km²の地図作成作業を行うこととする「登記所備付地図作成作業改・新 8 か年計画」(以下「地図作成作業改・新 8 か年計画」という。)を 22 年度に策定した。

地図作成作業改・新 8 か年計画の策定に当たって、法務省は、「地図混乱地域の実態調査作業及び基準点設置作業実施地区の選定等について(依頼)」(平成 20 年 6 月 4 日付け法務省民二第 1589 号法務省民事局民事第二課長依頼)により、法務局等に平成 22 年度から 24 年度までの実施希望地区について照会しており、地区の選定に当たっては、地図混乱地域の確認調査等の結果を踏まえた上で、D I D を中心に選定することとしていた。

また、同照会においては、各法務局等の管轄区域内における地図混乱地域の実態調査も併せて行っているが、これは管轄区域内における地図混乱地域がどこに存在しているかという点について、地方公共団体や土地家屋調査士会等によって認識が異なるため、当該照会のタイミングで調査したものである。調査結果については、後年の地図作成作業の実施希望地区の選定に活用することとしている。

さらに、法務省は「登記所備付地図作成作業 (1 年目作業) の実施地区の選定について(依頼)」(平成 21 年 11 月 19 日付け法務省民二第 2788 号法務省民事局民事第二課長依頼)により、平成 25 年度から 27 年度までの実施希望地区について照会し、実地地区の選定に当たっては、地図混乱地域の確認調査等の結果を踏まえた上で、D I D の中から選定することとしていた。

図表 8-(1)-ア-⑧ 登記所備付地図作成作業改・新 8 か年計画の計画面積
(単位：km²)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	合計
計画面積 (1 年目)	13	16	17	17	17	18	19	—	—
計画面積 (2 年目)	12	15	15	17	17	17	18	19	130

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地図作成作業は、2 か年で実施されており、年度ごとに、「計画面積 (1 年目)」欄には、当該年度に着手する 1 年目作業の計画面積を記載し、「計画面積 (2 年目)」欄には、前年度に着手した地区の 2 年目作業の計画面積を記載した (例えば、平成 23 年度の「計画面積 (1 年目)」欄の 17.0 km²と 24 年度の「計画面積 (2 年目)」欄の 17.0 km²は同一地区となっている。)

3 平成 22 年度の「計画面積 (2 年目)」欄は、21 年度の 2 年目作業の実施地区に加えて、基準点を設置済みの地区 2 km²を追加で地図作成作業を実施するため、15.0 km²となっている。

4 平成 23 年度の「計画面積 (2 年目)」欄は、東日本大震災の影響により、22 年度の 2 年目作業の実施地区 1 km²での実施を見送り、28 年度の実施に延期しているため、15.0 km²となっている。

5 平成 28 年度の「計画面積 (2 年目)」欄は、平成 28 年熊本地震の影響により、27 年度の 2 年目作業の実施地区 1 km²の実施を見送っているが、22 年度に延期した 1 km²を追加しているため、19.0 km²となっている。

(I) 登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画等

法務局等では、地図作成作業改・新 8 か年計画に基づいて、地図作成作業を実施していたところ、大都市の枢要部や地方の拠点都市の登記所備付地図の整備が進んでおらず、また、東日本大震災の被災県においても、復興の進展に伴い、登記所備付地図の整備が求められていたことから、地図作成作業改・新 8 か年計画を見直し、①登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画 (以下「地図作成作業第 2 次 10 か年計画」という。)、②大都市型登記所備付地図作成作業 10 か年計画「以下「大都市型 10 か年計画」という。)、③震災復興型登記所備付地図作成作業 3 か年計画 (以下「震災復興型 3 か年計画」という。) を平成 27 年度に策定した。

a 登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画 (計画期間：平成 27 年度～37 年度)

地図作成作業第 2 次 10 か年計画では、図表 8-(1)-ア-⑧のとおり、平成 27 年度から 36 年度までの 10 か年で 200 km²の地図作成作業を行うこととなっている。計画の策定に当たって、法務省は、「登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画の実施地区の選定等について (照会)」(平成 26 年 5 月 26 日付け法務省民二第 288 号法務省民事局民事第二課長照会)により、平成 27 年度から 36 年度までの地図作成作業の実施希望地区について照会し、法務省で調整の上、実施地区を決定した。

図表 8-(1)-ア-⑨ 登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画の計画面積

(単位: km²)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	合計
計画面積 (1年目)	19	20	20	20	20	20	20	20	20	21	—	200
計画面積 (2年目)	—	19	20	20	20	20	20	20	20	20	21	200

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地図作成作業は、2 か年で実施されており、年度ごとに、「計画面積 (1年目)」欄には、当該年度に着手する 1 年目作業の計画面積を記載し、「計画面積 (2年目)」欄には、前年度に着手した地区の 2 年目作業の計画面積を記載した (例えば、平成 27 年度の「計画面積 (1年目)」欄の 19.0 km²と 28 年度の「計画面積 (2年目)」欄の 19.0 km²は同一地区となっている。)

b 大都市型登記所備付地図作成作業 10 か年計画 (計画期間: 平成 27 年度～37 年度)

大都市型 10 か年計画は、図表 8-(1)-ア-⑩のとおり、土地の権利関係が複雑であることや、地価が高く、住民の土地に対する権利意識が高いことなどにより、筆界の確認が進まず、登記所備付地図の整備が遅れている大都市部において、平成 27 年度から 36 年度までの 10 か年で 30 km²の地図作成作業を行う内容となっており、大都市の枢要部や地方の拠点都市における主要な交通結節点周辺、再開発の実施予定地、商業・経済取引の中心地等であって、公共インフラの拡充などの経済的効果が見込まれる地区を対象として実施することになっている。

大都市型 10 か年計画の策定に当たって、法務省は、当初、計画面積を 60 km²として、「大都市における登記所備付地図作成作業の実施候補地区の選定について (照会)」(平成 26 年 5 月 23 日付け法務省民二第 285 号法務省民事局民事第二課地図企画官照会)により、12 法務局等 (東京、大阪、名古屋、広島、福岡、札幌、高松、横浜、さいたま、千葉、京都、神戸) に地図作成作業の実施希望地区について照会していたが、各法務局等からの実施希望地区や当該地区に係る面積等の報告を踏まえつつ、人員や予算等も考慮して、最終的な計画面積を 30 km²としている。

図表 8-(1)-ア-⑩ 大都市型登記所備付地図作成作業 10 か年計画の計画面積

(単位：km²)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	合計
計画面積 (1年目)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	—	30
計画面積 (2年目)	—	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地図作成作業は、2か年で実施されており、年度ごとに、「計画面積(1年目)」欄には、当該年度に着手する1年目作業の計画面積を記載し、「計画面積(2年目)」欄には、前年度に着手した地区の2年目作業の計画面積を記載した(例えば、平成27年度の「計画面積(1年目)」欄の3.0km²と28年度の「計画面積(2年目)」欄の3.0km²は同一地区となっている。)

c 震災復興型登記所備付地図作成作業 3 か年計画 (計画期間：平成 27 年度～30 年度) 及び震災復興型登記所備付地図作成作業第 2 次 3 か年計画 (計画期間：平成 30 年度～33 年度)

震災復興型 3 か年計画では、図表 8-(1)-ア-⑩のとおり、東日本大震災の被災県の中で、登記所備付地図が整備されていない地域においても、復旧・復興に資するため、登記所備付地図の整備を進める必要があることから、宮城県、岩手県及び福島県において、平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年で 9 km²の地図作成作業を実施することとなっている。

震災復興型 3 か年計画の策定に当たって、法務省は、当初、計画面積を 18 km²として、「震災復興型登記所備付地図作成作業の実施候補地区の選定について(照会)」(平成 26 年 5 月 23 日付け法務省民二第 286 号法務省民事局民事第二課地図企画官照会)により、被災県の 3 法務局等(仙台、盛岡、福島)に地図作成作業の実施希望地区について照会していたが、各法務局等からの実施希望地区や当該地区に係る面積等の報告を踏まえつつ、人員や予算等も考慮し、最終的な計画面積を 9 km²としている。

なお、震災復興型 3 か年計画が最終年度となる平成 30 年度には、東日本大震災の被災地において、地図作成作業を実施すべき地区がなお存在することから、図表 8-(1)-ア-⑫のとおり、平成 30 年度から 32 年度までの 3 か年で 9 km²の地図作成作業を行うこととする「震災復興型登記所備付地図作成作業第 2 次 3 か年計画」(以下「震災復興型第 2 次 3 か年計画」という。)を策定している。

図表 8-(1)-ア-⑪ 震災復興型登記所備付地図作成作業 3 か年
計画の計画面積

(単位：km²)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	合計
計画面積 (1 年目)	3	3	3	—	9
計画面積 (2 年目)	—	3	3	3	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地図作成作業は、2 か年で実施されており、年度ごとに、「計画面積 (1 年目)」欄には、当該年度に着手する 1 年目作業の計画面積を記載し、「計画面積 (2 年目)」欄には、前年度に着手した地区の 2 年目作業の計画面積を記載した (例えば、平成 27 年度の「計画面積 (1 年目)」欄の 3.0 km²と 28 年度の「計画面積 (2 年目)」欄の 3.0 km²は同一地区となっている。)

図表 8-(1)-ア-⑫ 震災復興型登記所備付地図作成作業第 2 次
3 か年計画の計画面積

(単位：km²)

区分	平成 30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	合計
計画面積 (1 年目)	3	3	3	—	9
計画面積 (2 年目)	—	3	3	3	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 地図作成作業は、2 か年で実施されており、年度ごとに、「計画面積 (1 年目)」欄には、当該年度に着手する 1 年目作業の計画面積を記載し、「計画面積 (2 年目)」欄には、前年度に着手した地区の 2 年目作業の計画面積を記載した (例えば、平成 30 年度の「計画面積 (1 年目)」欄の 3.0 km²と 31 年度の「計画面積 (2 年目)」欄の 3.0 km²は同一地区となっている。)

イ 登記所備付地図作成作業に係る予算・実施体制

(地図作成作業に係る予算の状況)

地図作成作業に係る平成 16 年度から 29 年度までの予算額をみると、図表 8-(1)-イ-①のとおり、25 年度に僅かに減少したものの、その他の年度はいずれも前年度より増加している。

予算額が増加している理由について、法務省は、地図作成作業の実施面積の増加と地図作成作業における測量等の委託費の価格上昇のためとしており、特に地図作成作業第 2 次 10 か年計画、大都市型 10 か年計画及び震災復興型 3 か年計画に基づき地図作成作業を実施している平成 29 年度の予算額 40.0 億円は、地図作製作業 10 か年計画に基づき地図作成作業を実施している 16 年度の予算額 5.8 億円の 6.9 倍となっている。

図表 8-(1)-イ-① 全国における地図作成作業に係る予算額の推移（平成 16 年度～29 年度）

(単位：百万円)

区分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
予算額	582	820	924	1,069	1,314	1,383	1,786

区分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
予算額	1,892	1,895	1,891	1,984	2,318	3,428	4,001

(注) 法務省の資料を基に、当省が作成した。

また、今回、当省が調査した 23 法務局等における地図作成作業関係予算の執行額をみると、図表 8-(1)-イ-②のとおり、平成 22 年度から 23 年度にかけて減少しているが、以降は増加を続けており、22 年度の 7.8 億円から、29 年度には 2.2 倍の 17.2 億円に増加している。

図表 8-(1)-イ-② 調査対象 23 法務局等における地図作成作業関係予算の執行額の推移（平成 22 年度～29 年度）

(単位：百万円)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
執行額	782	753	773	795	924	1,301	1,528	1,722

(注) 当省の調査結果による。

予算の執行額の内訳は、そのほぼ全てが、地図作成作業における測量等の作業を委託している作業機関との契約額となっているが、地図作成作業の実施に当たり現地事務所を設置している法務局等では、現地事務所の借料が含まれている。

また、平成 21 年度から地図作成作業を 2 か年で実施することになったことを受けて、22 年度からは、測量等の委託契約を 2 年間の国庫債務負担行為（注）により行っている。

（注）財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 15 条では、法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるもののほか、国が債務を負担する行為をなすには、あらかじめその事項について国会の議決を経るか、又は、災害復旧その他緊急の必要がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができるとしており、これを国庫債務負担行為としている。国庫債務負担行為は、後年度の歳出となるべき債務負担契約を認めるものであるため、継続的な事業の執行について継続費と同様な効果を持っており、また、継続費と異なり年割額の定めがないために、より弾力的な運営が可能となる。

（地図作成作業の実施体制）

地図作成作業における法務省と法務局等の業務内容は、図表 8-(1)-イ-③のとおり、法務省は、i) 地図作成作業経費の予算要求・執行業務、ii) 地図作成作業に関する企画立案業務を行い、法務局等では、i) 地図作成作業の実施、ii) 地図作成作業に係る計画の見直し等に関する調整を行っている。

図表 8-(1)-イ-③ 地図作成作業における法務省と法務局等の業務内容

<p><法務省></p> <ul style="list-style-type: none">i) 地図作成作業経費の予算要求・執行業務ii) 地図作成作業に関する企画立案業務（地図作成作業に係る計画策定（見直し）、登記所備付地図作成作業規程等の改定等） 等 <p><法務局等></p> <ul style="list-style-type: none">i) 地図作成作業の実施<ul style="list-style-type: none">① 契約関係事務② 基準点等検測③ 準備作業（関係機関等との調整等）、住民説明会の実施④ 筆界の確認、縦覧等における住民への説明、成果品の検収⑤ 本作業に基づく職権登記（地積更正・地目変更等） 等ii) 地図作成作業に係る計画の見直し等に関する調整（地図作成作業に係る計画の実施地区等について、見直しの必要が生じた場合における法務省との調整等）
--

（注）法務省の資料を基に、当省が作成した。

今回、当省が調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施体制を調査したところ、図表 8-(1)-イ-④のとおり、平成 25 年度から 30 年度までの間に、13 法務局等（56.5%）で地図作成作業に係る担当職員が増加している状況がみられた。

担当職員数が増加している法務局等の多くは、平成 27 年度から開始された大都市型 10 か年計画又は震災復興型 3 か年計画に対応するため担当職員が増員されており、大都市型 10 か年計画に基づき地図作成作業を実施する 11 法務局等では 3 人から 5 人が増員され、震災復興型 3 か年計画に基づき

地図作成作業を実施する仙台法務局では 13 人が増員されている（ただし、仙台法務局は 30 年度に担当職員が 2 人減員）。

また、大都市型 10 か年計画及び震災復興型 3 か年計画に基づく地図作成作業を実施していない和歌山地方法務局においても、平成 30 年度から面積が広く、かつ筆数が多い地区で地図作成作業を実施するため、担当職員 1 人が増員されている。

図表 8-(1)-イ-④ 調査対象 23 法務局等における地図作成作業に係る担当職員数の推移（平成 25 年度～30 年度）

（単位：人）

法務局等名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
札幌法務局	4	4	5	7	7	7
旭川地方法務局	4	4	4	4	4	4
仙台法務局	12	12	12	25	25	23
秋田地方法務局	4	4	4	4	4	4
山形地方法務局	4	4	4	4	4	4
東京法務局	5	5	7	10	10	10
千葉地方法務局	4	4	5	7	7	7
横浜地方法務局	4	4	6	9	9	9
名古屋法務局	4	4	6	9	9	9
静岡地方法務局	4	4	4	4	4	4
津地方法務局	4	4	4	4	4	4
大阪法務局	4	4	6	9	9	9
京都地方法務局	3	3	5	8	8	8
神戸地方法務局	4	4	6	9	9	9
和歌山地方法務局	5	5	5	5	5	6
広島法務局	4	4	5	7	7	7
山口地方法務局	4	4	4	4	4	4
高松法務局	3	3	4	6	6	6
徳島地方法務局	4	4	4	4	4	4
高知地方法務局	4	4	4	4	4	4
福岡法務局	3	4	5	7	7	7
熊本地方法務局	4	4	4	0	0	4
大分地方法務局	4	4	4	4	4	4
合計	99	100	117	154	154	157

(注) 1 当省の調査結果による。

2 熊本地方法務局は、平成 28 年熊本地震の影響により、28 年度及び 29 年度は地図作成作業を実施しておらず、職員を配置していない。

調査対象 23 法務局等における地図作成作業に係る担当職員の内訳をみると、地図作成作業の総括的業務等を行う総括表示登記専門官 1 人が配置（仙台法務局のみ、平成 27 年度以降、総括表示登記専門官に代わり、復興事業

対策官が配置) されているほか、地図作成作業の実施に関する業務を行う表示登記専門官、その補助や住民等への説明を行う登記官等が複数人配置されている。

また、大都市型 10 か年計画の対象となる法務局等には、統括登記官 1 人程度が配置されており、統括登記官は各職員が行う作業の管理業務及び対外的な対応全般を担当し、総括表示登記専門官は地図作成作業の全般に関する総括的業務を担当している。

法務局等に配置される担当職員の内訳及び業務内容の例は、図表 8-(1)-イ-⑤のとおりである。

図表 8-(1)-イ-⑤ 法務局等に配置される担当職員の内訳及び業務内容の例

法務局等名	実施している計画	担当職員		業務内容
		役職	人数	
津地方 法務局	地図作成 作業第 2 次 10 か年 計画	総括表示 登記専門 官	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図作成作業の全般に関する総括的業務 ・ 表示登記専門官等が行う各作業の管理業務 ・ 対外的な対応全般
		表示登記 専門官	2 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備作業（関係機関等との調整等）及び住民説明会の実施 ・ 一筆地調査の確認及び筆界の確認 ・ 縦覧等における住民への対応 ・ 成果品の検収及び職権登記
		登記官等	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備作業（関係機関等との調整等）及び住民説明会の実施 ・ 一筆地調査における確認及び筆界の確認の補助 ・ 縦覧等における住民への対応 ・ 成果品の検収の補助
広島法 務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図作 成作業第 2 次 10 か 年計画 ・ 大都市 型 10 か年 計画 	総括表示 登記専門 官	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図作成作業の全般に関する総括的業務
		統括登記 官	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示登記専門官等の各職員が行う作業の管理業務 ・ 対外的な対応全般
		表示登記 専門官	3 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備作業（関係機関等との調整等）及び住民説明会の実施 ・ 一筆地調査の確認及び筆界の確認 ・ 縦覧等における住民への対応 ・ 成果品の検収及び職権登記
		登記官等	2 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示登記専門官の業務の補助 ・ 地図作成作業における相続等に係る権利関係の調査、相談対応 ・ 住民説明会や縦覧等における土地所有者等への権利関係に関する助言や相談対応

(注) 当省の調査結果による。

ウ 登記所備付地図作成作業に係る実施地区等の選定状況

(実施地区等の選定状況)

法務省は、前述 8-(1)-アのとおり、地図作成作業に係る計画の策定に当たって、各法務局等に地図作成作業の実施希望地区及び実施面積について照会を行っており、各法務局等では、管轄区域内における実施希望地区及び実施面積を選定した上で、法務省に報告している。

今回、当省が調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施地区の選定状況を調査したところ、全ての法務局等において、原則、法務省が選定要件としている都市部の D I D かつ地図混乱地域の中から、実施地区を選定している。

また、各調査対象法務局等では、上記の都市部の D I D かつ地図混乱地域に該当する地区に加えて、図表 8-(1)-ウ-①のとおり、①登記所備付地図を整備する必要性や緊急性、②市町村等からの情報提供や要望、③土地家屋調査士や土地家屋調査士会からの情報提供や要望、④土地所有者等の住民からの情報提供や要望を踏まえて実施地区を選定しているほか、一部の法務局等では、⑤管轄区域内における地域バランスや、⑥登記所備付地図の面的整備を考慮しているものもみられるなど、様々な事項を総合的に勘案して、実施地区を選定している。

図表 8-(1)-ウ-① 調査対象 23 法務局等における地図作成作業に係る具体的な実施地区の選定例

区分	法務局等名	選定理由	着手年度	実施地区	実施面積
①登記所備付地図を整備する必要性や緊急性	東京法務局	2020年開催予定のオリンピック・パラリンピック東京大会の会場や選手村の周辺地域であり、今後、道路整備等の公共事業や土地再開発事業が活発に行われる見込みであることから、早急な登記所備付地図の作成が必要な地区であるため	平成27	中央区勝どき、佃等	0.2 km ²
			28	渋谷区千駄ヶ谷等	0.3 km ²
			29	渋谷区千駄ヶ谷等	0.3 km ²
			30	江東区豊洲	0.4 km ²
	大分地方法務局	津波等の防災対策が重視されている地区であるが、防災対策事業が進んでおらず、登記所備付地図を作成することで、今後の整備計画の加速が見込まれ、登記所備付地図を整備する効果が高いため	30	大分市新川等	0.4 km ²
②市町村等からの情報提供・要望	大阪法務局	市中心部が地図混乱地域となっていることで、住民からの苦情や行政事務の遂行に支障が生じており、市から地図作成作業の実施の要望が寄せられているため	27	茨木市駅前一丁目等	0.5 km ²
			28	茨木市主原町等	0.5 km ²
			29	茨木市永代町等	0.5 km ²
			30	茨木市園田町等	0.6 km ²

	山口地方 法務局	以前、長門市が地籍調査に着手したものの、当地区が地図混乱地域であり、地籍調査の実施が困難であったことから、市から毎年、地図作成作業の実施要望が寄せられているため	28	長門市仙崎	0.5 km ²
③ 土地家 屋調査士 (会)から の情報提 供・要望	山形 法務局	山形市の商業の中心地区であるが、地図混乱地域となっており、町の活性化のために登記所備付地図を整備する緊急性が高く、土地家屋調査士会からの要望も高い地区であるため	30	山形市七日町	0.6 km ²
④ 住民(土 地所有者 等)からの 情報提供・ 要望	広島 法務局	地区内に地図混乱地域や公図のない地域が含まれ、住民から強い要望があるため	28	広島市東区戸 坂新町等	0.4 km ²
⑤ 地域 バランス	静岡地方 法務局	都市部の地図混乱地域であること、D I Dであることを前提とし、その中で、登記所備付地図を整備する必要性、緊急性や市町村等からの情報提供・要望等のほか、地域バランスを考慮して、おおむね2年ごとに異なる市町村を選定	24	沼津市大岡等	0.4 km ²
			25	清水町伏見・八幡	0.4 km ²
			26	清水町八幡・長 沢等	0.5 km ²
			27	静岡市清水区 日立町等	0.5 km ²
			28	静岡市清水区 上力町等	0.6 km ²
			29	静岡市清水区 梅が岡等	0.6 km ²
			30	焼津市本町等	0.5 km ²
⑥ 登記所 備付地図 の面的整 備	徳島地方 法務局	D I Dであり、かつ、地図混乱地域の中から、徳島市の要望や地図作成を行う必要性・緊急性などを総合的に勘案した上で、面的つながりを重視して選定	27	徳島市安宅等	0.6 km ²
			28	徳島市末広	0.6 km ²
			29	徳島市北沖洲 等	0.9 km ²
			30	徳島市金沢等	0.7 km ²

(注) 当省の調査結果による。

また、地図作成作業の実施面積については、いずれの法務局等においても、地図作成作業の実施体制や予算等を踏まえ、2年間で地図作成作業の全ての工程を終了できる範囲で設定している。

(土地所有者等の所在確認の実施状況)

前述 8-(1)-アのとおり、地図作成作業の 1 年目作業で各法務局等が開催している住民説明会は、不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成作業規程第 8 条第 2 項に基づき、各法務局等と法務局等からの委託を受けて地図作成作業を実施する者は、地図作成作業の趣旨及び作業内容を一般に周知し、その実施について土地所有者等、関係官公署その他の者に協力を得るよう努めるものという趣旨を踏まえ、開催するものとされている。

今回、当省が調査対象 23 法務局等における土地所有者等の所在確認の実施状況を調査したところ、全ての法務局等で、①登記簿の記載事項により土地所有者等の住所を把握し、その住所宛てに住民説明会の開催通知等を送付して、土地所有者等の所在を確認する、②住民説明会の開催通知が返送されるなどにより、土地所有者等の所在が確認できない場合には、追跡調査として住民票の除票、戸籍の附票等を取り寄せての確認、近隣住民への聞き込みを実施するといった方法で、土地所有者等の所在を確認している状況がみられた。

調査対象 23 法務局等における平成 28 年度から 30 年度までの住民説明会の開催通知の送付状況をみると、図表 8-(1)-ウ-②のとおり、住民説明会の開催通知が不到達となった土地所有者等の割合（不到達率）は、最も高い法務局等では 25.3%（広島法務局）、最も低い法務局等では 0.5%（高知地方法務局）となっており、半数以上は 10%から 20%の間の値となっている。

図表 8-(1)-ウ-② 調査対象 23 法務局等における住民説明会の開催通知の送付状況（平成 28 年度～30 年度）

（単位：人、％）

法務局等名	住民説明会の開催通知を送付した土地所有者等数		
	うち住民説明会の開催通知が不到達となった土地所有者等数(a)	開催通知の不到達率(b/a)	
札幌法務局	4,568	472	10.3
旭川地方法務局	4,324	540	12.5
仙台北法務局	7,704	84	1.1
山形地方法務局	3,113	196	6.3
秋田地方法務局	3,286	630	19.2
東京法務局	7,902	1,120	14.2
千葉地方法務局	1,356	143	10.5
横浜地方法務局	3,597	369	10.3
名古屋法務局	5,891	429	7.3
静岡地方法務局	5,044	537	10.6
津地方法務局	4,075	437	10.7
大阪法務局	10,554	626	5.9
京都地方法務局	11,624	1,394	12.0
神戸地方法務局	4,253	631	14.8
和歌山地方法務局	4,849	355	7.3
広島法務局	4,867	1,230	25.3
山口地方法務局	2,921	581	19.9
高松法務局	3,035	30	1.0
徳島地方法務局	3,976	110	2.8
高知地方法務局	5,704	29	0.5
福岡法務局	1,817	261	14.4
大分地方法務局	2,135	277	13.0
熊本地方法務局	1,076	144	13.4
合計	107,671	10,625	9.9

（注）1 当省の調査結果による。

2 熊本地方法務局は、平成 28 年熊本地震の影響により、27 年度に着手した地図作成作業の 2 年目作業を中断しており、28 年度以降に予定されていた地図作成作業については、未実施となっている。

3 札幌法務局、広島法務局、高松法務局及び高知地方法務局では、「住民説明会の開催通知が不到達となった土地所有者等数」の正確な値を把握していないことから、その概数としている。

上記のとおり、送付した住民説明会の開催通知が不到達となった場合には、各法務局等では追跡調査を実施しており、調査対象 23 法務局等における最終的に土地所有者等の所在が不明となった筆数をみると、図表 8-(1)-ウ-③のとおりとなっている。

最終的に土地所有者等の所在が不明となった筆数は、いずれの法務局等でも、追跡調査の実施により、登記簿のみでは土地所有者等の所在が不明となった筆数と比べて大きく減少している状況がみられた。

また、多くの調査対象法務局等では、追跡調査で土地所有者等の所在が明ら

かにならなかつた場合であっても、地積測量図等の各種資料により、筆界を確認できる場合には、登記官の職権により筆界の確認を行っているため、筆界未定となつた筆数は更に少なくなつている。

なお、追跡調査の実施に係る情報の活用に関して、調査対象 23 法務局等の中には、土地所有者等の所在確認に固定資産課税台帳を活用できれば、所在確認に要する期間が短縮できる可能性があり、有効であるとの意見がみられた。

図表 8-(1)-ウ-③ 調査対象 23 法務局等における土地所有者の所在が不明及び筆界未定となつた筆数の状況(平成 28 年度～29 年度)

(単位：筆)

法務局名	土地所有者等の所在確認を実施した筆数	うち登記簿のみでは土地所有者等の所在が不明となつた筆数	うち最終的に土地所有者等の所在が不明となつた筆数	
			うち筆界未定となつた筆数	
札幌法務局	4,659	220	9	0
旭川地方法務局	4,247	336	0	0
仙台法務局	683	604	14	0
山形地方法務局	3,989	169	0	0
秋田地方法務局	4,582	799	12	0
東京法務局	2,208	426	0	0
千葉地方法務局	1,085	109	5	2
横浜地方法務局	1,350	107	0	0
名古屋法務局	5,170	603	11	0
静岡地方法務局	7,016	597	7	0
津地方法務局	3,136	255	0	0
大阪法務局	11,298	497	65	2
京都地方法務局	6,025	763	53	49
神戸地方法務局	3,671	533	1	0
和歌山地方法務局	5,375	297	43	0
広島法務局	5,925	1,580	7	5
山口地方法務局	3,816	632	0	0
高松法務局	1,874	20	0	0
徳島地方法務局	4,199	89	3	0
高知地方法務局	4,976	50	2	2
福岡法務局	2,491	271	3	3
大分地方法務局	2,329	266	0	0
熊本地方法務局	2,017	0	0	0
合計	92,121	9,223	235	63

(注) 1 当省の調査結果による。

2 熊本地方法務局は、平成 28 年熊本地震の影響により、27 年度に着手した地図作成作業の 2 年目作業を中断しており、28 年度以降に予定されていた地図作成作業については、未実施となっている。

3 札幌法務局、広島法務局、高松法務局及び高知地方法務局では、「登記簿のみでは土地所有者等の所在が不明となつた筆数」の正確な値を把握していないことから、その概数としている。

エ 登記所備付地図作成作業の実施実績

(全国の法務局等における地図作成作業の実施実績)

法務省では、前述 8-(1)-アのとおり、平成 16 年度以降、地図作成作業に係る計画を累次にわたって策定し、地図作成作業を計画的に進めている。

平成 16 年度以降の地図作成作業の実施実績をみると、図表 8-(1)-エ-①のとおり、計画面積及び実施面積は増加傾向にある。

計画面積については、地図作製作業 10 か年計画期間中である平成 16 年度から 21 年度までの間に 8.0 km²から 10.0 km²まで増加しており、その後、地図作成作業新 10 か年計画が策定されたことに伴い、21 年度の 10.0 km²から 22 年度には 13.0 km²に増加、地図作成作業改・新 8 か年計画が策定されたことに伴い、22 年度の 13.0 km²から 23 年度には 16.0 km²に増加している。さらに、地図作成作業第 2 次 10 か年計画、大都市型 10 か年計画及び震災復興型 3 か年計画の三つの計画が策定されたことに伴い、平成 27 年度の 18.3 km²から 28 年度には 24.5 km²と大きく増加している。

実施面積については、平成 16 年度から 29 年度までのいずれの年度においても、おおむね地図作成作業に係る計画どおりに実施されていることから、計画面積と同様に推移している状況がみられ、達成率（計画面積に占める実施面積の割合）については、いずれの年度も 90%を超えている。

図表 8-(1)-エ-① 全国における地図作成作業の実施実績（平成 16 年度～29 年度）

(単位：km²、%)

区分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
計画 面積(a)	8.0	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0	13.0	16.0	17.0	17.3	17.4	18.3	24.5	25.3	204.8
実施 面積(b)	7.4	8.9	9.8	9.8	10.3	11.8	15.6	15.4	16.4	16.7	17.5	18.2	23.7	24.8	206.3
達成率 (b/a)	92.5	98.9	108.9	98.0	103.0	118.0	120.0	96.3	96.5	96.5	100.6	99.5	96.7	98.0	100.7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 20 年度以前は、単年度で地図作成作業を完了していたが、21 年度以降は作業期間を 2 か年で実施しているため、「計画面積(a)」及び「実施面積(b)」欄は、地図作成作業が完了する年度で整理している。

3 平成 28 年度及び 29 年度の「計画面積(a)」及び「実施面積(b)」欄には、地図作成作業第 2 次 10 か年計画、大都市型 10 か年計画及び震災復興型 3 か年計画の三つの計画を合計した面積を記載した。

(調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施実績)

今回、当省が、調査対象 23 法務局等における平成 16 年度から 29 年度までの地図作成作業の進捗状況を調査したところ、図表 8-(1)-エ-②のとおり、一部法務局等において、地図作成作業の達成率が 80%を下回っている状況がみられたものの、ほとんどの法務局等では、地図作成作業が計画どおりに進捗している状況がみられた。

法務局等ごとの計画面積をみると、最も大きい大阪法務局の 8.3 km²に対し、最も小さい東京法務局では 2.2 km²であり、実施面積についても、最も大きい札幌法務局の 7.5 km²に対し、最も小さい東京法務局では 1.3 km²となっている。

図表 8-(1)-エ-② 調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施実績
(平成 16 年度～29 年度)

(単位：km²、%)

法務局等名	計画面積(a)	実施面積(b)	達成率(b/a)
札幌法務局	7.1	7.5	106.4
旭川地方法務局	6.5	7.3	112.9
仙台北法務局	6.0	5.1	85.3
秋田地方法務局	4.3	5.0	116.6
山形地方法務局	3.6	3.7	103.0
東京法務局	2.2	1.3	59.7
千葉地方法務局	3.1	2.9	95.8
横浜地方法務局	3.3	3.0	90.5
名古屋法務局	4.1	4.3	103.1
静岡地方法務局	4.1	4.3	105.7
津地方法務局	3.4	3.3	97.1
大阪法務局	8.3	7.5	90.4
京都地方法務局	2.3	2.4	104.8
神戸地方法務局	5.0	4.2	85.3
和歌山地方法務局	4.1	4.4	105.3
広島法務局	3.8	4.4	115.6
山口地方法務局	3.7	4.0	106.7
高松法務局	2.8	2.9	105.4
徳島地方法務局	3.9	3.7	94.8
高知地方法務局	4.4	4.1	93.8
福岡法務局	6.4	4.7	72.5
熊本地方法務局	3.0	2.5	84.4
大分地方法務局	3.4	3.3	97.7
合計	98.6	95.7	97.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「計画面積(a)」及び「実施面積(b)」欄の値は、小数第 2 位を四捨五入している。このため、表中「合計」欄は、各法務局等の計画面積及び実施面積の各合計と一致しない。

3 「達成率(b/a)」欄の値は、小数第 2 位を四捨五入する前の計画面積及び実施面積の値から計算している。

調査対象 23 法務局等では、地図作成作業の進捗状況に関する評価として、より必要性・緊急性が高い地区がある場合などは、地図作成作業の着手年度の変更や、実施地区の見直しを行う場合があるものの、地図作成作業に着手した地区については期間内である 2 年間で完了しているため、地図作成作業は順調に進捗していると考えたとの意見がみられた。

調査対象 23 法務局等では、地図作成作業が計画どおりに進捗している理由について、図表 8-(1)-エ-③のとおり、専門知識・ノウハウを有する法務局等職員が土地所有者等に対応しているためとしているものが 13 法務局等（56.5%）、登記官の職権に基づく筆界の確認ができるためとしているものが 9 法務局等（39.1%）となっており、法務局等職員（登記官等）の能力・ノウハウや権限を理由としているものが多数みられた。

図表 8-(1)-エ-③ 調査対象 23 法務局等における地図作成作業が進捗している理由

(単位:法務局等、%)

区分	法務局等数 (%)
専門知識・ノウハウを有する法務局等職員が土地所有者等に対応しているため	13 (56.5)
登記官の職権に基づく筆界の確認ができるため	9 (39.1)
専門知識、ノウハウがある土地家屋調査士が土地所有者等に対応しているため	7 (30.4)
必要な予算が確保されているため	3 (13.0)
土地所有者等が地図作成作業に協力的であること	3 (13.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一の法務局等が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。

3 表中 () は、調査対象 23 法務局等に占める割合を示す。

また、前述 3-(1)のとおり、調査対象市町村の職員が地籍調査の実施に係る意見の一つとして「作業の困難さ」(土地所有者等の所在の確認、土地所有者等による筆界の確認等)を挙げているが、図表 8-(1)-エ-④のとおり、法務局等では職員（登記官等）の能力・ノウハウや権限を活用し、地図作成作業を実施している状況がみられた。

図表 8-(1)-エ-④ 調査対象市町村における地籍調査の実施に係る市町村職員の意見に対する調査対象 23 法務局等での対応状況

区分	法務局等名	内容
土地所有者等の所在の確認	京都地方法務局	土地所有者等を探索した結果、その所在が不明の土地であっても、地積測量図等の資料により筆界の位置を確認できる場合には、登記官の職権により筆界確認を行うことができるため、市町村が行う地籍調査と比べ、効率的に業務が進むのではないかと考えられる。

	大阪法務局	土地所有者等が所在不明であっても、資料等に基づき筆界の確認が可能な場合には、職権で筆界確認を行い、筆界未定の解消を図っている。
土地所有者等による筆界の確認	福岡法務局	法務局等職員は、日常の登記業務の中で、筆界に関する様々な知見を身につけ、経験を積んでいることから、様々な資料や現況から筆界を確認する能力が高く、さらにその知見・経験に基づき、土地所有者等への説得を行い、納得を得られるようにしている。
	大分地方法務局	それぞれの土地所有者等の筆界に関する主張が異なる場合、それぞれの主張を踏まえた上で、法務局等職員がこれまでの登記業務の中で培った経験等に基づき、土地の筆界に関する説明を行い、納得を得られるようにしている。
一筆地調査における所有者等の立会い	広島法務局	立会日を土曜日又は日曜日にも設けることとしているほか、立会いができなくなった場合であっても、一筆地調査の期間中であれば、何度でも立会日を設定(多いときには5~6回)し、再立会いを求めている。
	山口地方法務局	①土地所有者等が近県に居住している場合は、表示登記専門官が出向いて(遠方の場合は電話対応が中心)、地図作成作業のメリットや効果、筆界未定となった場合のデメリット等を説明し理解を求め、②土日、祝日に立会日を設定するなど、土地所有者等の都合に合わせて立会いを実施すること、③それでも立会いが困難で、代理人も立てられない場合は、写真を用いて筆界確認を求めるなどの対応を実施している。

(注) 当省の調査結果による。

一方、地図作成作業の達成率が80%を下回る2法務局等(東京法務局:59.7%、福岡法務局:72.5%)では、図表8-(1)-エ-⑤のとおり、地図作製作業10か年計画期間中である平成18年度から21年度頃までの達成率が低調となっており、その後は、おおむね計画どおりに地図作成作業を実施している状況がみられた。

2法務局等が、平成18年度から21年度頃までに実施した地図作成作業では、地図作製作業10か年計画から実施地区や実施面積が変更されており、その結果、地図作成作業を実施した面積が計画を下回っている。この理由について、2法務局等では、地図作製作業10か年計画の策定当初は、各法務局等において、登記所備付地図を整備する必要性や緊急性を考慮し、年度ごとに実施地区等を見直すこととされており、当時の予算、人員体制等を踏まえ、地図作成作業を完了することができる面積に見直すこととしたためとしている。

図表 8-(1)-エ-⑤ 地図作成作業の達成率が 80%を下回る法務局等における実施実績
(平成 16 年度～29 年度)

(単位：ha、%)

区分		平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
東京 法務局	計画 面積(a)	40	20	20	20	20	10	10	10	10	2	6	3	20	30	221
	実施 面積(b)	9	20	11	4	4	2	4	8	8	2	6	4	21	29	132
	達成率 (b/a)	22.5	100	55.0	20.0	20.0	20.0	40.0	80.0	80.0	100	100	133.3	105.0	96.7	59.7
福岡 法務局	計画 面積(a)	120	30	30	90	60	20	30	30	50	30	40	51	30	30	641
	実施 面積(b)	80	30	11	0	23	20	37	37	52	29	43	44	33	26	465
	達成率 (b/a)	66.7	100	36.7	0.0	38.3	100	123.3	123.3	104.0	96.7	107.5	86.3	110.0	86.7	72.5

(注) 当省の調査結果による。

(地図作成作業の実施に当たって苦慮している事項)

調査対象 23 法務局等では、上記のとおり、地図作成作業がおおむね計画どおりに進捗しているとしているものの、調査対象法務局等の中には、図表 8-(1)-エ-⑥のとおり、土地所有者等の所在確認が困難としているものが 11 法務局等 (47.8%)、土地所有者等の現地での立会いが困難としているものが 8 法務局等 (34.8%)、筆界について土地所有者等の了承を得ることが困難としているものが 7 法務局等 (30.4%) など、一筆地調査での対応に苦慮しているとの意見もみられた。

なお、このように苦慮している状況があった場合でも、直ちに地図作成作業の進捗に影響が生じるものではないとの意見もみられた。

図表 8-(1)-エ-⑥ 調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施に当たって苦慮している事項

(単位：法務局等、%)

区分	法務局等数
土地所有者等の所在確認が困難	11 (47.8)
土地所有者等の現地での立会いが困難	8 (34.8)
筆界について土地所有者等の了承を得ることが困難	7 (30.4)
筆界を確認すること自体が困難	3 (13.0)
その他	3 (13.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一の法務局等が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。

3 表中 () は、調査対象 23 法務局等に占める割合を示す。

調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施に当たって苦慮している事項の具体例は、図表 8-(1)-エ-⑦のとおりである。

図表 8-(1)-エ-⑦ 調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施に当たって苦慮している事項の具体例

区分	法務局等名	内容
土地所有者等の所在確認が困難	津地方法務局	地図作成作業を遅らせる要因とまではならないが、住民説明会の開催案内を送付しても宛先不明として返送されてきた場合は、追跡調査を行っており、土地所有者等の探索に労力を要している。
	神戸地方法務局	相続登記が行われていない土地も多いことから、市町村が行う地籍調査と同様に、土地所有者等の探索に時間が掛かっている。
土地所有者等の現地での立会いが困難	広島法務局	土地所有者等の高齢化に伴い、体調の都合等により、現地での立会いに応じてもらえないケースが増加している。 また、土地所有者本人が立会いに応じられないケースでは、その親族に立会いを求める場合もあるが、県外に在住していることが多く、容易に立会いに応じてもらえない。
	徳島地方法務局	相続人の探索や現地調査（日程調整を含む）への対応に苦慮している。 なお、現地調査への立会いが得られない場合は、写真立会いを活用している。
筆界について土地所有者等の了承を得ることが困難	東京法務局	管内の土地所有者等には、土地に関する権利意識が高い者が多いため、筆界について納得を得ることが難しく、作業が長引く場合がある。
	名古屋法務局	土地所有者等には筆界について納得してもらうことが望ましく、土地所有者等の立会いの下で筆界についての説明を行うが、なかなか納得を得られず苦労するケースがある。 ただし、土地所有者等には資料に基づいて十分な説明を行うことで了解が得られており、地図作成作業を遅らせるほどの要因までにはなっていない。
筆界を確認すること自体が困難	山口地方法務局	地図作成作業では、公図と現況のかい離が大きい地区や公図のない地区を対象に作業を実施しているため、筆界を探し出すのに苦慮している。
	熊本地方法務局	公図が備え付けられていたとしても、公図と現況が全く異なっている場合、隣接地との位置関係を特定することが困難である。
その他	札幌法務局	国土交通省が都市再生街区基本調査で設置した街区基準点が年数の経過とともに亡失していることがあるため、地図作成作業の事前準備に時間を要する場合がある。
	京都地方法務局	間口が狭く奥に細長い建物が多いこと、また建物同士が密集していることから、測量器が設置できない場合があり、測量に時間を要することがある。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 法務局・地方法務局による地籍調査への協力状況

各法務局等が地籍調査に協力する内容について、法務省及び国土交通省では、①地籍調査への実務的協力に関する通知を発出し、国土交通省では、②登記情報及び地図情報の電子データによる提供、③筆界特定制度と連携した地籍調査の実施等に関する通知を発出している。

これら三つの事項に基づく、法務局等及び市町村の取組状況について調査した結果は、次のとおりである。

ア 地籍調査への実務的協力の実施状況

(法務局等による地籍調査への協力の実施状況)

平成 15 年度に決定された推進方針においては、都市再生の円滑な推進のため、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされ、法務省が実施する地図作成作業とともに、都市部における地籍調査の積極的な推進が必要不可欠であることから、その方策として、市町村の地籍調査における境界確認等に法務局等が協力することとされている。

法務省では、推進方針を受け、国土交通省と協議の上、図表 8-(2)-ア-①のとおり、「国土調査法に基づく地籍調査への協力について(通達)」(平成 16 年 6 月 30 日付け法務省民二第 1870 号法務省民事局長通達。以下「法務省局長通達」という。)を発出し、各法務局等に対し、市町村からの協力要請に応じて、法務局等職員が地籍調査に協力する事項として、①地元住民に対する説明会への出席、②現地調査への協力、③成果案の閲覧への協力の三つを示すとともに、地籍調査への協力の範囲及び内容は関係機関(都道府県、市町村等)との協議の上、定めるものと通知している。

図表 8-(2)-ア-① 国土調査法に基づく地籍調査への協力について(通達)(抄)

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)に基づく地籍調査事業は、不動産登記法(明治 32 年法律第 24 号)第 17 条に規定する地図(以下「法 17 条地図」という。)の最大の供給源となっていますが、都市部における地籍調査事業は、農山村部に比べて立ち遅れている現状にあります。

このような状況を踏まえて、平成 15 年 6 月 26 日、内閣の都市再生本部において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」と題する方針が示され、都市再生の円滑な推進のため、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされました。

この方針に基づき、平成 16 年度から、法務省と国土交通省とが連携して、地籍整備事業を実施されることとなりましたが、都市部における地籍調査事業の困難性にかんがみ、今後、地籍調査の実施に当たっては、下記のとおり、法務局又は地方法務局の職員(以下「法務局職員」という。)が積極的に協力することとしましたので、下記の点に留意され、遺憾のないよう取り扱い願います。

なお、この点に関しては、国土交通省と協議済みであり、同省土地・水資源局長から各都道府県知事あてに別添のとおり通知されましたので、念のため申し添えます。

記

(略)

2 関係機関との協議

地籍調査への法務局職員の協力は、地籍調査連絡会議等（昭和 54 年 6 月 18 日付け民三第 3462 号民事局第三課長通知参照）及びその他の打合せ会において、関係機関（都道府県、市区町村等）と十分に協議を行いつつ、実施するものとする。

3 協力の範囲及び内容

地籍調査への協力の範囲及び内容は、次の(1)から(3)までの事項について、各法務局及び地方法務局の体制を勘案しつつ、関係機関（都道府県、市区町村等）と協議の上、定めるものとする。

(1) 地元住民に対する説明会への出席

地籍調査を実施するに当たっては、その意義及び作業の内容を周知し、協力を得る目的で、地元住民に対して説明会等を開催することとされているが、その際に、法務局職員が不動産登記に関する説明や質問について対応する。

(2) 現地調査への協力

地籍調査の工程において最も重要かつ困難な作業である現地調査を実施する際に、法務局職員が可能な範囲で協力する。

(3) 成果案の閲覧への協力

地籍調査の実施によって作成された成果案（地図及び簿冊）は、一般の閲覧に供され、土地の所有者等から誤り等の申出があれば、調査の上、修正手続を行うものとされているが、この場合において、法務局職員が必要な範囲で協力する。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

また、法務省は、図表 8-(2)-ア-②のとおり、「国土調査法に基づく地籍調査への協力について（依命通知）」（平成 16 年 6 月 30 日付け法務省民二第 1871 号民事局民事第二課長依命通知。以下「法務省課長通知」という。）を発出し、各法務局等に対して、法務局等職員が地籍調査に協力する具体的内容について通知している。

図表 8-(2)-ア-② 国土調査法に基づく地籍調査への協力について（依命通知）（抄）

標記の件については、本日付け法務省民二第 1870 号をもって民事局長から通達（以下「通達」という。）がされたところですが、この実施に当たっては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らわれたく、通知します。

記

(略)

4 協力の具体的な範囲及び内容

(1) 地元住民に対する説明会への出席

地籍調査を実施するための地元住民への説明会を開催するに当たり、法務局又は地方法務局の職員（以下「法務局職員」という。）が出席し、不動産登記に関する説明を行い、質問について対応することが考えられる。

具体的な説明内容について例示すると、次のとおりである。

ア 不動産登記の意義及び内容

イ 登記所備付地図（地図に準ずる図面を含む。）の意義及び内容

ウ 地積測量図の意義及び内容

エ 境界及びその確認の意義

オ 境界標の設置及び保全の重要性

- カ 測量成果と登記簿上の地積の差異
- キ 地籍調査の成果を不動産登記に反映する場合の登記手続

(2) 現地調査への協力

現地調査への協力は、境界の確認が困難な場合や境界に争いがある場合について、地籍調査の実施主体である市区町村等からの相談や助言の求めに応じて実施するものとする。

地籍調査の実施主体である市区町村等に対して、登記所に存する資料等を用いて、当該土地に係る境界の確認等について説明や助言を行う。

なお、土地の所有者等の了解が得られない等、より困難な事案にあつては、現地において境界の確認のための助言を行い、また、場合によっては、法務局職員自らが土地所有者等への説明を行うなどして、境界の確認の円滑な実施に資するものとする。

(3) 成果案の閲覧への協力

地籍調査の結果に基づいて、作成された地籍簿案及び地図については、国土調査法第17条第1項の規定に基づき、地籍調査の実施主体である市区町村等の事務所において公告の日から20日間閲覧に供されることとなるが、閲覧の期間中、土地の所有者等から、同条第2項の規定に基づき、異議の申出がされた場合において、異議の理由が境界の確認に関するものであつて、法務局職員の関与が必要であると認められるときは、登記所に存する資料等を用いて、地籍調査の実施主体である市区町村等に対して説明や助言等を行うなどして、閲覧の円滑な実施に資するものとする。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

一方、国土交通省においても、「地籍調査の実施における法務局との協力について（通知）」（平成16年6月30日付け国土国第107号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「国土交通省局長通知」という。）を発出し、各都道府県に対して、地籍調査の実施において法務局等職員の協力が得られる旨を通知し、市町村等にも周知するよう依頼している。

なお、国土交通省局長通知で示されている協力内容等は、法務省局長通達で示されているものと同旨であり、国土交通省局長通知は、別紙として法務省局長通達が添付されている。

(7) 法務局等による住民説明会への参加状況

今回、当省が調査対象23法務局等における平成25年度から29年度までの住民説明会への参加状況を調査したところ、図表8-(2)-ア-③のとおり、市町村からの要請に基づき、毎年度、住民説明会に参加している法務局等は7法務局等（30.4%）である一方、5年間で一度も住民説明会に参加したことがない法務局等は9法務局等（39.1%）となっている。

図表 8-(2)-ア-③ 調査対象 23 法務局等における住民説明会への参加状況
(平成 25 年度～29 年度)

(単位：回)

法務局等名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
札幌法務局	0	0	0	0	0	0
旭川地方法務局	2	0	0	6	0	8
仙台北法務局	0	0	0	0	0	0
山形地方法務局	1	3	3	3	5	15
秋田地方法務局	0	0	0	0	1	1
東京法務局	6	7	11	4	4	32
千葉地方法務局	0	0	0	0	0	0
横浜地方法務局	-	8	2	2	1	13
名古屋法務局	0	0	0	0	0	0
静岡地方法務局	3	10	2	3	3	21
津地方法務局	7	9	13	16	14	59
大阪法務局	0	0	0	2	2	4
京都地方法務局	2	2	2	0	0	6
神戸地方法務局	0	0	0	0	0	0
和歌山地方法務局	15	12	8	16	17	68
広島法務局	1	1	1	1	1	5
山口地方法務局	0	0	0	1	1	2
高松法務局	12	6	8	7	4	37
徳島地方法務局	0	0	0	0	0	0
高知地方法務局	0	0	0	0	0	0
福岡法務局	0	0	0	0	0	0
大分地方法務局	0	0	0	2	0	2
熊本地方法務局	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 横浜地方法務局における平成 25 年度の参加回数は不明である。

また、調査対象 104 市町村における平成 25 年度から 29 年度までの法務局等に対する住民説明会への参加の要請状況をみると、要請しているものは 17 市町村(16.3%)である一方、要請していないものは 87 市町村(83.7%)となっている。

法務局等に住民説明会への参加を要請していない 87 市町村では、その理由について、図表 8-(2)-ア-④のとおり、法務局等に参加を要請する必要性がないとしているもの(68 市町村)、参加を要請できること自体を知らなかったとしているもの(8 市町村)、法務局等からどのような協力が得られるのか分からないとしているもの(5 市町村)、地籍調査に未着手又は休止中であるとしているもの(5 市町村)などがみられた。

図表 8-(2)-ア-④ 調査対象市町村における法務局等に住民説明会への参加を要請していない理由

(単位：市町村)

区分	市町村数
法務局等に参加を要請する必要性がないため	68
参加を要請できること自体を知らなかったため	8
法務局等からどのような協力が得られるのか分からないため	5
地籍調査に未着手又は休止中であるため	5
法務局等への参加要請が困難なため	4
その他	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。

調査対象市町村が法務局等に住民説明会への参加を要請していない具体的な理由については、図表 8-(2)-ア-⑤のとおりである。

図表 8-(2)-ア-⑤ 調査対象市町村における法務局等に住民説明会への参加を要請していない具体的な理由の例

区分	内容
法務局等に参加を要請する必要性がないため	不動産登記に関する説明は市の職員でも行うことができ、住民説明会においては市の職員のみで対応できているため、参加を要請する必要性を感じていない。
	住民説明会では、地籍調査の概要、実施地区、進め方及び現地での立会いに関する説明が主な内容となっており、特に説明してほしい事項がない。
	現在、山林部を中心に地籍調査を実施しているが、これらの地区では住民の土地に関する関心が薄く、筆界に関するトラブルが起こる可能性も低いため、住民説明会で法務局等職員による説明や、住民からの質問への対応などの協力が必要になるケースがない。
	登記や筆界に関して疑問があれば、適宜、法務局等に相談していることから、参加要請の必要性を感じていない。
参加を要請できること自体を知らなかったため	法務局等に参加を要請できることを承知していなかった。
法務局等からどのような協力が得られるのか分からないため	法務局等による地籍調査への協力について、これまで要請の有無の照会や活用事例の情報提供がなかったことから、どのような場合に法務局等の協力が活用できるのか分からない。
法務局等への参加要請が困難なため	住民説明会を例年日曜日に開催していることや、法務局等への協力を要請した場合、調整に時間を要する可能性があることから、法務局等に参加を要請していない。
	住民説明会は、平日の夜間や休日に開催することが多いことなどから、法務局等に参加を要請していない。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 法務局等による現地調査への協力状況

今回、当省が調査対象 23 法務局等における平成 25 年度から 29 年度までの現地調査への協力状況を調査したところ、図表 8-(2)-ア-⑥のとおり、現地調査に協力した実績がある法務局等は 3 法務局等 (13.0%) である一方、協力した実績がない法務局等は 20 法務局等 (87.0%) となっている。

図表 8-(2)-ア-⑥ 調査対象 23 法務局等における現地調査への協力状況
(平成 25 年度～29 年度)

(単位：回)

法務局等名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
札幌法務局	0	0	0	0	0	0
旭川地方法務局	0	0	0	0	0	0
仙台法務局	0	0	0	0	0	0
山形地方法務局	0	0	0	0	0	0
秋田地方法務局	0	0	0	0	0	0
東京法務局	0	0	0	0	1	1
千葉地方法務局	0	0	0	0	0	0
横浜地方法務局	-	0	0	0	0	0
名古屋法務局	0	0	0	0	0	0
静岡地方法務局	0	0	0	1	0	1
津地方法務局	0	0	0	0	0	0
大阪法務局	0	0	0	0	0	0
京都地方法務局	0	0	0	0	4	4
神戸地方法務局	0	0	0	0	0	0
和歌山地方法務局	0	0	0	0	0	0
広島法務局	0	0	0	0	0	0
山口地方法務局	0	0	0	0	0	0
高松法務局	0	0	0	0	0	0
徳島地方法務局	0	0	0	0	0	0
高知地方法務局	0	0	0	0	0	0
福岡法務局	0	0	0	0	0	0
大分地方法務局	0	0	0	0	0	0
熊本地方法務局	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 横浜地方法務局における平成 25 年度の協力回数は不明である。

3 表中の網掛け部分は、平成 25 年度から 29 年度までの間に、市町村からの要請に基づき、現地調査への協力をした実績のある法務局等を示す。

現地調査への協力した実績のある 3 法務局等では、図表 8-(2)-ア-⑦のとおり、境界紛争が生じている土地について、市町村からの要請に基づき、法務局等職員が土地所有者等に対して説明を行った結果、土地所有者等の理解が得られ、筆界が確認された例などがみられた。

図表 8-(2)-ア-⑦ 調査対象法務局等が市町村における現地調査への協力を
行っている例

法務局等名	内容
東京法務局	<p>市が実施する地籍調査の実施地区内に境界紛争が生じている土地があり、地籍調査の進捗に問題が生じていたことから、市から東京法務局に対して一筆地調査の立会いへの協力依頼があった。</p> <p>これを受けて、東京法務局は、一筆地調査において、登記官の筆界確認に係る専門的な知見等を活用し、土地所有者等に対して説明を行った結果、筆界の位置について、土地所有者等の理解を得ることができ、境界紛争が解消され、筆界が確認された。</p>
京都地方法務局	<p>土地所有者が既に死亡しており、その相続人が2名いる土地について、一方の相続人から立会いへの協力が得られ、筆界の確認ができていたものの、もう一方の相続人から立会いへの協力が得られなかったことから、市が作成した筆界案に基づき、筆界を確認することが可能か確認してほしいとの協力要請を受けていた。</p> <p>このため、京都地方法務局では、市が作成した筆界案に基づき、市と協議を行った上で、一筆地調査の立会いに同行し、筆界の妥当性に関する助言等を行った。</p> <p>この結果、市は、立会いへの協力が得られていない相続人に筆界案を送付し、筆界が確認された。</p> <p>土地所有者が既に死亡し、その相続人の探索を行ったものの、その所在が不明となっている土地について、当該土地には公図以外の資料がないことから、市から筆界の確認を行う手段に関する相談を受けていた。</p> <p>これを受けて、京都地方法務局は、一筆地調査において現地での立会いを行い、街区全体の現況、道路との位置関係、公図と現況とのかい離の状況、面積が過剰に増減する土地の有無等について確認した。さらに、市が作成した筆界案について、筆界推定線の根拠を聴取し、一部公図の線形と合致しない部分について、再調査し筆界案を修正するように助言を行った。</p> <p>その後、市による再調査が行われ、当該土地における準則第30条第3項の適用を検討したが、当該土地では地積測量図が作成されていなかったため、準則第30条第3項の適用には至らなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象 104 市町村における平成 25 年度から 29 年度までの法務局等に対する現地調査への協力の要請状況をみると、要請しているものは 1 市町村 (1.0%) である一方、要請していないものは 103 市町村 (99.0%) となっている。

法務局等に現地調査への協力を要請していない 103 市町村では、その理由について、図表 8-(2)-ア-⑧のとおり、法務局等に協力を要請する必要性がないとしているもの (70 市町村)、協力を要請できること自体を知らなかったとしているもの (9 市町村)、法務局等からどのような協力が得ら

れるのか分からないとしているもの（6市町村）、法務局等への協力要請が困難としているもの（6市町村）などがみられた。

図表 8-(2)-ア-⑧ 調査対象市町村における法務局等に現地調査への協力を要請していない理由

(単位：市町村)

区分	市町村数
法務局等に協力を要請する必要性がないため	70
協力を要請できること自体を知らなかったため	9
法務局等からどのような協力が得られるのか分からないため	6
法務局等への協力要請が困難なため	6
地籍調査が未着手又は休止中であるため	5
一筆地調査を事業者に委託しているため	4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。

調査対象市町村が法務局等に現地調査への協力を要請していない具体的な理由については、図表 8-(2)-ア-⑨のとおりである。

図表 8-(2)-ア-⑨ 調査対象市町村における法務局等に現地調査への協力を要請していない具体的な理由の例

区分	内容
法務局等に協力を要請する必要性がないため	公図と現況のかい離が少ないなど、地籍調査が実施しやすい地区から地籍調査に着手しているため、これまで法務局等の協力が必要になった事例がない。
	地籍調査を山林部のみで実施しており、土地所有者等の土地に対する権利意識が高くないことなどから、境界に関する争いが生じる事例がない。
	民民の筆界を確認する一筆地調査を実施する場合には法務局等に協力を要請する必要も生じると考えられるが、現在、官民境界等先行調査のみを実施しており、法務局等による協力が必要になる事例がない。
	現地調査について法務局等に相談する場合は書面で行っており、これまで法務局等職員に現地に出向いて判断を行ってもらう必要がある事例はなかった。
協力を要請できること自体を知らなかったため	現地調査については、これまで法務局等に協力を要請できることを承知していなかった。
	そもそも法務局等に対して現地調査への協力を要請できることを知らなかった。
法務局等からどのような協力が得られるのか分からないため	これまで近隣の市町村において、法務局等に現地調査への協力を要請した例がなく、また、法務局等から協力の呼び掛けや協力した場合の効果などに関する説明がないことから、協力を得られた場合の効果が分からず、協力要請をちゅうちょしてしまっている。
	法務局等からは、土地所有者等の立会の弾力化措置に係る協議以外では、地図作成作業の手続を参考に情報提供する程度の協力しかできないと言われており、現地調査において法務局

	等が行う協力とは、具体的にどのような内容が想定されているのか分からない。
	法務局等の協力が得られた場合であっても、具体的にどの程度の協力が得られるのか分からない。
法務局等への協力要請が困難なため	現地調査への協力は、法務局等との事前協議をした上で、要請する必要があるが、現地調査を行う前に、法務局等職員への相談や土地所有者等への説明等が必要かどうかは分からないことから、協力要請を行ったことはない。
	現地調査における法務局等職員による協力の可否については、実際に現地へ出向くまでは判断することができないため、法務局等との事前協議が必要となる現地調査への協力要請は行ったことがない。
	現地調査の協力については、直前に現地調査を実施する時間を変更せざるを得ない場合があり、法務局等への協力要請は難しいと考えている。

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象 104 市町村の中には、「筆界について土地所有者等から了解が得られないなど対応が困難な事案について、法務局等に相談していたが、法務局等からは現地調査への協力に関する働きかけはなかったことから、市町村が対応に苦慮している事案を把握した場合などは、法務局等からの積極的な働きかけも必要ではないか」との意見もみられた。

(ウ) 法務局等による成果案の閲覧への協力状況

今回、当省が調査対象 23 法務局等における平成 25 年度から 29 年度までの成果案の閲覧への協力状況を調査したところ、成果案の閲覧に協力した実績のある法務局等はみられなかった。

また、調査対象 104 市町村においても、法務局等と同様に、平成 25 年度から 29 年度までに法務局等に対して成果案の閲覧への協力を要請した実績のある市町村はみられなかった。

調査対象 104 市町村では、その理由について、図表 8-(2)-ア-⑩のとおり、法務局等に協力を要請する必要性がないとしているもの (57 市町村)、官民境界等先行調査のみを実施しているもの (11 市町村)、協力を要請できること自体を知らなかったとしているもの (9 市町村)、法務局等からどのような協力が得られるのか分からないとしているもの (7 市町村) などがみられた。

図表 8-(2)-ア-⑩ 調査対象市町村における法務局等に成果案の閲覧への協力を要請していない理由

(単位：市町村)

区分	市町村数
法務局等に協力を要請する必要性がないため	57
官民境界等先行調査のみを実施しているため	11
協力を要請できること自体を知らなかったため	9
法務局等からどのような協力が得られるのか分からないため	7
地籍調査が未着手又は休止中であるため	7
法務局等への協力要請が困難なため	6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれ計上している。

3 「地籍調査が未着手又は休止中であるため」欄の7市町村の内訳は、平成29年度末時点で地籍調査に未着手又は休止中のものが5市町村、地籍調査に着手して間もないため、成果案の閲覧まで至っていないものが2市町村となっている。

調査対象市町村が法務局等に成果案の閲覧への協力を要請していない具体的な理由については、図表 8-(2)-ア-⑪のとおりである。

図表 8-(2)-ア-⑪ 調査対象市町村における法務局等に成果案の閲覧への協力を要請していない具体的な理由の例

区分	内容
法務局等に協力を要請する必要性がないため	土地所有者等の対応が困難となるのは、成果案について異議の申出があり、これを受けて現地での再立会いを行った後とみられるため、成果案の閲覧について、法務局等に協力要請を行ったことはない。 これまで、法務局等職員が立ち会って確認してもらう必要がある事例がなかった。
官民境界等先行調査のみを実施しているため	官民境界等先行調査のみを実施しているため、地籍図及び地籍簿の作成までは行っておらず、成果案の閲覧の段階まで至っていない。
法務局等からどのような協力が得られるのか分からないため	成果案の閲覧時に、法務局等からどのような協力が得られるのか不明であることから、法務局等に対して協力要請を行ったことはない。 成果案の閲覧において、どのような場合に法務局等による協力が必要になるか想定ができない。 法務局等に対して成果案の閲覧への協力を要請した場合、法務局等からはどの程度踏み込んだ対応をしてもらえるのかが分からない。
法務局等への協力要請が困難なため	法務局等への協力要請は事前協議が必要であるが、成果案の閲覧期間中(20日間)のうち、どの時点で法務局等職員による対応が必要になるかは分からないため、対応は困難である。 20日間の閲覧期間中のうち、いつ土地所有者等が来所するか分からないため、事前に法務局等に協力を要請することは困難である。 なお、成果案の閲覧段階においても、土地所有者等の納得が得られない場合は、個別に法務局等に対して相談するよう教示している。

(注) 当省の調査結果による。

(調査対象市町村が法務局等に地籍調査への協力を要請しない理由)

調査対象市町村が法務局等に地籍調査への協力を要請しない理由については、上記のとおり、①住民説明会への参加、②現地調査への協力、③成果案への閲覧のいずれについても、法務局等に協力を要請する必要性がないとするものが最も多い。しかし、法務局等による地籍調査への協力を活用している市町村がみられること、また、調査対象市町村の中には、これまで法務局等に対して、協力を要請することができること自体を知らなかったとするものや、法務局等から具体的にどのような協力が得られるのか分からないとするものがみられることなどから、法務局等による地籍調査への協力について、必ずしも認識していない市町村があるとみられる。

また、図表 8-(2)-ア-⑫のとおり、法務局等による地籍調査への協力の具体的な内容が法務省課長通知に記載されているにもかかわらず、調査対象市町村の中には、法務局等に協力を要請しない理由として、「住民説明会を平日の夜間又は休日に開催している」、「現地調査への協力の活用例が示されておらず、どのようなケースで活用できるのか分からない」などを挙げている市町村もみられた。

図表 8-(2)-ア-⑫ 法務省課長通知及び国土交通省局長通知の記載内容と調査対象市町村における協力を要請していない理由の比較

区分		内容
住民説明会への参加	法務省課長通知の記載内容	地籍調査における住民説明会や現地調査は、土曜日又は日曜日などの休日や夜間の対応となることが多いと思われることから、振替休日等の措置に配慮するものとする。
	国土交通省局長通知の記載内容	記載なし
	参加を要請しない理由	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明会は、平日の夜間や休日に開催することが多いことなどから、法務局等に参加を要請していない。 住民説明会は、昼間のみならず夜間も開催するが、法務局等が夜間に開催する住民説明会等に参加してくれるものなのかが分からない。
現地調査への協力	法務省課長通知の記載内容	<p>現地調査への協力は、境界の確認が困難な場合や境界に争いがある場合について、地籍調査の実施主体である市区町村等からの相談や助言の求めに応じて実施するものとする。</p> <p>地籍調査の実施主体である市区町村等に対して、登記所に存する資料等を用いて、当該土地に係る境界の確認等について説明や助言を行う。</p> <p>なお、土地の所有者等の了解が得られない等、より困難な事案にあっては、現地において境界の確認のための助言を行い、また、場合によっては、法務局職員自らが土地所有者等への説明を行うなどして、境界の確認の円滑な実施に資するものとする。</p>
	国土交通省局長通知の記載内容	地籍調査の工程において最も重要かつ困難な作業である現地調査を実施する際に、法務局職員が可能な範囲で協力する。

	参加を要請しない理由	<ul style="list-style-type: none"> これまで近隣の市町村において、法務局等に現地調査への協力を要請した例がなく、また、法務局等から協力の呼び掛けや協力した場合の効果などに関する説明がないことから、協力を得られた場合の効果が分からず、協力要請をちゅうちょしてしまっている。 法務局等からは、土地所有者等の立会の弾力化措置に係る協議以外では、地図作成作業の手続を参考に情報提供する程度の協力しかできないと言われており、現地調査において法務局等が行う協力とは、具体的にどのような内容が想定されているのか分からない。
成果案の閲覧への協力	法務省課長通知の記載内容	地籍調査の結果に基づいて、作成された地籍簿案及び地図については、国土調査法第17条第1項の規定に基づき、地籍調査の実施主体である市区町村等の事務所において公告の日から20日間閲覧に供されることとなるが、閲覧の期間中、土地所有者等から、同条第2項の規定に基づき、異議の申出がされた場合において、異議の理由が境界の確認に関するものであって、法務局職員の関与が必要であると認められるときは、登記所に存する資料等を用いて、地籍調査の実施主体である市区町村等に対して説明や助言等を行うなどして、閲覧の円滑な実施に資するものとする。
	国土交通省局長通知の記載内容	地籍調査の実施によって作成された成果案（地図及び簿冊）は、一般の閲覧に供され、土地の所有者等から誤り等の申出があれば、調査の上、修正手続を行うものとされているが、この場合において、法務局職員が必要な範囲で協力する。
	参加を要請しない理由	<ul style="list-style-type: none"> 成果案の閲覧時に、法務局等からどのような協力が得られるのか不明であることから、法務局等に対して協力要請を行ったことはない。 成果案の閲覧において、どのような場合に法務局等による協力が必要になるか想定ができない。 土地所有者等の対応が困難となるのは、成果案について異議の申出があり、これを受けて現地での再立会いを行った後とみられるため、成果案の閲覧について、法務局等に協力要請を行ったことはない。

(注) 当省の調査結果による。

(法務局等による現地調査への協力が実施された場合の効果)

法務局等に協力を要請できること自体を知らなかったとする調査対象市町村の中には、図表 8-(2)-ア-⑬のとおり、立会いにおいて土地所有者等が筆界に合意しないなど、一筆地調査に多大な労力を要したことから、地籍調査が当初の予定どおり進捗していない例がみられた。

図表 8-(2)-ア-⑬ 一筆地調査に多大な労力を要したことから、地籍調査に遅れが生じている市町村の例

内容
<p>市では、昭和 46 年度から地籍調査を休止していたが、平成 27 年度から地籍調査を再開している。地籍調査の再開当初は、1 地区当たり 3 年間で地籍調査を実施する予定であったが、平成 27 年度に着手した地区において、相続人の探索が難航するなど、一筆地調査に多大な労力を要したことから、地籍調査が当初の予定どおり実施できなくなったため、現在は 1 地区当たり 4 年間で実施せざるを得なくなっている。</p> <p>このように当該市では、土地所有者等の所在の確認のほか、土地所有者等間の筆界の不同意や立会いの拒否が生じており、平成 30 年 6 月末時点で発生している筆界未定数は 71 筆である。その理由はそれぞれ、土地所有者等の所在不明が 28 筆、筆界の不同意等が 18 筆、その他（相続人が多数のため、全ての相続人を把握できないなど）が 25 筆となっている。</p> <p>なお、当該市では、法務局等に現地調査への協力を要請しておらず、その理由として、「法務局等に協力を要請できることについて承知していなかった」などとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査対象 23 法務局等の管轄区域内の市町村の中には、図表 8-(2)-ア-⑭のとおり、法務局等による現地調査への協力を要請し、現地調査において法務局等の協力を得て、筆界の確認に至った例もみられた。

法務局等による現地調査への協力を活用した市町村では、「法務局等の助言を受けることで、筆界を確認することができたことから、法務局等からの協力は有効である」としている。

図表 8-(2)-ア-⑭ 法務局等による現地調査への協力を活用し、筆界の確認に至った市町村の例

内容
<p>市が実施する地籍調査の実施地区内に境界紛争が生じている土地があり、地籍調査の進捗に問題が生じていたことから、市から東京法務局に対して一筆地調査の立会いへの協力依頼があった。</p> <p>これを受けて、東京法務局は、一筆地調査において、登記官の筆界確認に係る専門的な知見等を活用し、土地所有者等に対して説明を行った結果、筆界の位置について、土地所有者等の理解を得ることができ、境界紛争が解消され、筆界が確認された。</p>
<p>土地所有者が既に死亡し、その相続人が 2 名いる土地について、一方の相続人から立会いへの協力が得られ、筆界の確認ができていたものの、もう一方の相続人から立会いへの協力が得られていなかったことから、市が作成した筆界案に基づき、筆界を確認することが可能か確認してほしいとの協力要請を受けていた。</p> <p>このため、京都地方法務局では、市が作成した筆界案に基づき、市と協議を行った上で、一筆地調査の立会いに同行し、筆界の妥当性に関する助言等を行った。</p>

この結果、市は、立会いへの協力が得られていない相続人に筆界案を送付し、筆界が確認された。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の事例の一部は、図表 8-(2)-ア-⑦に記載している事例の再掲

このほか、調査対象 104 市町村の中には、「今後の一筆地調査の実施に当たり、法務局等職員による筆界の確認方法について教えてほしい」など、法務局等とのノウハウの共有を求める要望もみられた。

イ 登記情報及び地図情報の電子データによる提供

(登記情報及び地図情報の電子データによる提供の概要)

地籍調査の実施主体は、地籍調査における一筆地調査の実施に当たり、準則第 15 条に基づき、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成して着手するものとされている。

調査図素図の作成に当たっては、準則第 16 条第 1 項において、調査を行おうとする単位区域を適当に区分し、その区分した部分ごとに、登記所備付地図又は公図を用いて作成するものとされている。

調査図素図の作成に用いる登記所備付地図及び公図については、「地図情報の電子データによる提供について」(平成 24 年 2 月 2 日付け国土籍第 490 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)により、管轄登記所に対して、地図情報の電子データによる提供を依頼できることが通知されている。

また、地籍調査票の作成に当たっては、準則第 18 条第 1 項において、毎筆の土地について、登記簿に基づき作成するものとされている。

地籍調査票の作成に用いる登記簿については、国土交通省が発出した「登記情報の電子データによる提供について」(平成 23 年 6 月 23 日付け国土国第 114 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)により、管轄登記所に対して、登記情報の電子データによる提供を依頼できることが通知されている。

なお、地籍調査の実施主体は、「登記情報及び地図情報の電子データの提供依頼様式の変更について」(平成 29 年 3 月 23 日付け国土籍第 377 号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知)で通知されている、「地図情報の電子データの提供依頼書」及び「登記情報の電子データの提供依頼書」に必要な事項を記入の上、管轄登記所に提出することにより、必要な登記情報及び地図情報を入手することができることとされている。

(登記情報及び地図情報の電子データによる提供状況)

今回、当省が調査対象 23 法務局等における平成 25 年度から 29 年度までの登記情報の提供状況を調査したところ、図表 8-(2)-イ-①のとおり、最も提供件数が多い法務局等は 197 件（静岡地方法務局）である一方、最も提供件数が少ない法務局等では 10 件（札幌法務局及び山口地方法務局）となっている。

図表 8-(2)-イ-① 調査対象 23 法務局等における登記情報の提供状況
(平成 25 年度～29 年度)

(単位：件)

法務局等名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
札幌法務局	2	3	1	4	0	10
旭川地方法務局	2	7	8	6	7	30
仙台法務局	1	2	4	5	6	18
山形地方法務局	0	5	7	12	14	38
秋田地方法務局	0	7	7	8	5	27
東京法務局	13	39	27	38	37	154
千葉地方法務局	7	14	17	24	23	85
横浜地方法務局	13	17	21	25	5	81
名古屋法務局	2	7	10	7	5	31
静岡地方法務局	12	34	36	61	54	197
津地方法務局	13	28	44	34	31	150
大阪法務局	8	11	14	11	7	51
京都地方法務局	3	6	9	18	11	47
神戸地方法務局	13	28	34	34	15	124
和歌山地方法務局	1	13	16	19	13	62
広島法務局	10	4	5	15	22	56
山口地方法務局	1	1	1	2	5	10
高松法務局	5	8	5	5	10	33
徳島地方法務局	7	3	9	7	24	50
高知地方法務局	9	25	35	43	45	157
福岡法務局	10	7	13	16	25	71
大分地方法務局	1	4	15	12	25	57
熊本地方法務局	9	13	30	17	17	86

(注) 当省の調査結果による。

また、平成 25 年度から 29 年度までの地図情報の提供状況については、図表 8-(2)-イ-②のとおり、最も提供件数の多い法務局等は 150 件（東京法務局）である一方、最も提供件数が少ない法務局等では 7 件（札幌法務局及び山口地方法務局）となっている。

図表 8-(2)-イ-② 調査対象 23 法務局等における地図情報の提供状況
(平成 25 年度～29 年度)

(単位：件)

法務局等名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
札幌法務局	0	3	1	3	0	7
旭川地方法務局	0	0	2	3	4	9
仙台法務局	1	6	4	4	8	23
山形地方法務局	6	1	11	12	13	43
秋田地方法務局	0	4	8	12	5	29
東京法務局	14	35	28	35	38	150
千葉地方法務局	8	13	15	21	23	80
横浜地方法務局	3	12	13	23	7	58
名古屋法務局	7	10	14	10	7	48
静岡地方法務局	0	0	37	59	42	138
津地方法務局	0	1	26	4	26	57
大阪法務局	6	3	10	7	0	26
京都地方法務局	0	1	13	21	11	46
神戸地方法務局	5	19	30	31	12	97
和歌山地方法務局	0	1	3	20	27	51
広島法務局	0	2	9	12	12	35
山口地方法務局	1	1	0	4	1	7
高松法務局	0	1	6	7	12	26
徳島地方法務局	7	5	8	11	24	55
高知地方法務局	7	23	26	34	40	130
福岡法務局	12	17	25	27	19	100
大分地方法務局	5	6	19	12	35	77
熊本地方法務局	8	8	13	11	5	45

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象市町村の中には、1 地区当たり複数回にわたり、登記情報及び地図情報の提供を依頼する市町村がある一方、5 年間で一度も提供を依頼していない市町村もみられた。

この理由について、調査対象法務局等では、i) 平成 25 年度以前に一括して登記情報及び地図情報の提供を依頼している可能性がある、ii) 電子データではなく、紙での提供を依頼している可能性があるとしている。

ウ 筆界特定制度の活用状況

(筆界特定制度の概要)

推進方針では、全国の都市部における登記所備付地図の整備を強力に推進することとされており、その方策として、法務局等が境界の確定等に関与して迅速に正式な地図とするための法整備を行うこととされたことを受け、平成 17 年 4 月に、不動産登記法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 29

号) が成立し、筆界特定制度が創設された。

筆界特定制度は、図表 8-(2)-ウ-①のとおり、土地の所有権登記名義人等の申請に基づき、筆界特定登記官が、申請人・関係人に意見及び資料を提出する機会を与えた上で、弁護士や土地家屋調査士等から任命される筆界調査委員の意見を踏まえ、現地における土地の筆界の位置を特定する制度となっており、筆界特定制度を活用することで、筆界をめぐる紛争の早期解決に資することから、地籍整備の推進にも寄与するとされている。

図表 8-(2)-ウ-① 筆界特定制度の概要

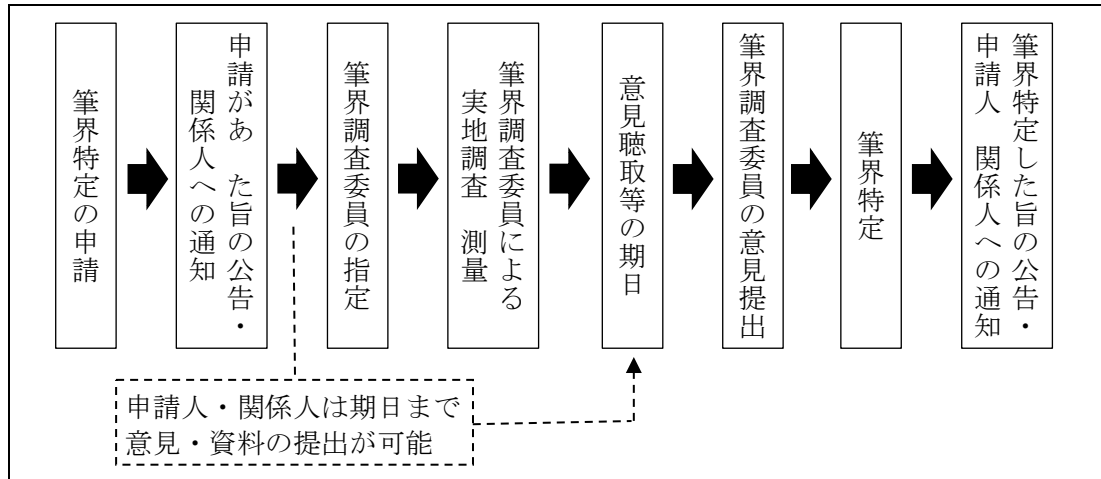
区分	内容														
概要	土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界特定登記官が、申請人・関係人に意見及び資料を提出する機会を与えた上で、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における筆界の位置を特定する制度														
申請人	土地の所有権登記名義人等 (注) (注) 所有権登記名義人等については、不動産登記法第 123 条第 1 項第 5 号により、次のように定められている。 ①所有権の登記がある一筆の土地：所有権の登記名義人（相続人その他の一般承継人を含む） ②所有権の登記がない一筆の土地：表題部所有者（相続人その他の一般承継人を含む） ③表題登記がない土地：所有者														
申請先	対象土地（筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する一筆の土地及び他の土地）の所在地を管轄する法務局等の筆界特定登記官														
費用	筆界特定の申請時に納付する手数料 (注) のほか、筆界特定の手続における測量に要する費用等 (注) 筆界特定の申請時に納付する手数料は、対象土地の固定資産課税台帳に登録された価格の合計額の 2 分の 1 に 5% を乗じた額を基礎とし、その基準額に応じて、下表のとおり、算出した額 表 筆界特定の申請手数料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">基準額</th> <th style="width: 50%;">単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準額が 100 万円までの部分</td> <td>基準額 10 万円までごとに 800 円</td> </tr> <tr> <td>基準額が 100 万円を超え 500 万円までの部分</td> <td>基準額 20 万円までごとに 800 円</td> </tr> <tr> <td>基準額が 500 万円を超え 1,000 千万円までの部分</td> <td>基準額 50 万円までごとに 1,600 円</td> </tr> <tr> <td>基準額が 1,000 万円を超え 10 億円までの部分</td> <td>基準額 100 万円までごとに 2,400 円</td> </tr> <tr> <td>基準額が 10 億円を超え 50 億円までの部分</td> <td>基準額 500 万円までごとに 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>基準額が 50 億円を超える部分</td> <td>基準額 1,000 万円までごとに 8,000 円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 登記手数料令 (昭和 24 年政令第 140 号) に基づき、当省が作成した。	基準額	単価	基準額が 100 万円までの部分	基準額 10 万円までごとに 800 円	基準額が 100 万円を超え 500 万円までの部分	基準額 20 万円までごとに 800 円	基準額が 500 万円を超え 1,000 千万円までの部分	基準額 50 万円までごとに 1,600 円	基準額が 1,000 万円を超え 10 億円までの部分	基準額 100 万円までごとに 2,400 円	基準額が 10 億円を超え 50 億円までの部分	基準額 500 万円までごとに 8,000 円	基準額が 50 億円を超える部分	基準額 1,000 万円までごとに 8,000 円
基準額	単価														
基準額が 100 万円までの部分	基準額 10 万円までごとに 800 円														
基準額が 100 万円を超え 500 万円までの部分	基準額 20 万円までごとに 800 円														
基準額が 500 万円を超え 1,000 千万円までの部分	基準額 50 万円までごとに 1,600 円														
基準額が 1,000 万円を超え 10 億円までの部分	基準額 100 万円までごとに 2,400 円														
基準額が 10 億円を超え 50 億円までの部分	基準額 500 万円までごとに 8,000 円														
基準額が 50 億円を超える部分	基準額 1,000 万円までごとに 8,000 円														
標準処理期間	筆界特定制度の標準処理期間は、不動産登記法第 130 条により、法務局等の長は、筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、法務局等における備付け、その他の適当な方法により公にしておかなければならないと規定されている。														

(注) 法務省の資料を基に、当省が作成した。

筆界特定制度における各種手続は、図表 8-(2)-ウ-②のとおり、土地の所有権登記名義人等からの申請を受け付けた後、申請人や関係人から意見書及び資料の提出、筆界調査委員の現地調査や測量など事実の調査の実施、筆界

調査委員の意見提出が行われ、筆界特定登記官は、これらの意見、登記所備付地図や公図等の各種資料、当該土地の現況などを総合的に考慮して、対象土地の筆界を特定している。筆界特定の結果については、申請人及び関係人に通知され、筆界特定した旨が公告される。

図表 8-(2)-ウ-② 筆界特定制度における各種手続の流れ



(注) 法務省の資料を基に、当省が作成した。

(筆界特定制度の申請状況)

全国の法務局等における筆界特定制度の手続数の推移をみると、図表 8-(2)-ウ-③のとおり、平成 25 年から 26 年にかけて増加した後、26 年から 28 年までの間は横ばいで推移し、28 年から 29 年にかけては再び増加しており、29 年の手続数は 2,806 件となっている。

図表 8-(2)-ウ-③ 全国の法務局等における筆界特定制度の手続数の推移
(平成 25 年～29 年)

(単位：件)

区分	平成 25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
手続数	2,351	2,684	2,601	2,619	2,806

(注) 法務省の資料を基に、当省が作成した。

今回、当省が調査した 23 法務局等における平成 25 年から 29 年までの筆界特定制度の手続数をみると、図表 8-(2)-ウ-④のとおり、最も多い法務局は 1,632 件（大阪法務局）、最も少ない法務局は 70 件（旭川地方法務局）となっている。

図表 8-(2)-ウ-④ 調査対象 23 法務局等における筆界特定制度の手續数の推移（平成 25 年～29 年）

（単位：件）

法務局等名	平成 25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	合計
札幌法務局	50	53	23	10	28	164
旭川地方法務局	16	23	17	13	1	70
仙台法務局	26	27	24	27	58	162
山形地方法務局	21	8	18	14	12	73
秋田地方法務局	13	26	29	2	20	90
東京法務局	196	186	233	316	373	1,304
千葉地方法務局	55	84	101	56	47	343
横浜地方法務局	47	95	88	81	103	414
名古屋法務局	55	50	53	96	142	396
静岡地方法務局	21	28	25	22	34	130
津地方法務局	15	17	20	7	45	104
大阪法務局	245	316	356	376	339	1,632
京都地方法務局	105	151	140	165	185	746
神戸地方法務局	145	174	229	168	173	889
和歌山地方法務局	26	20	33	10	9	98
広島法務局	64	83	35	48	77	307
山口地方法務局	22	11	33	22	14	102
高松法務局	46	83	43	38	26	236
徳島地方法務局	40	55	71	57	36	259
高知地方法務局	48	83	39	33	37	240
福岡法務局	142	139	137	155	154	727
大分地方法務局	49	128	35	31	35	278
熊本地方法務局	99	113	103	56	87	458

（注）当省の調査結果による。

（筆界特定制度と連携した地籍調査の実施状況）

平成 17 年度に筆界特定制度が創設されたことを受けて、国土交通省は、筆界特定制度との効果的な連携を図り、もって地籍整備の推進に寄与するため、図表 8-(2)-ウ-⑤のとおり、「筆界特定制度と連携した地籍調査の実施について」（平成 18 年 1 月 19 日付け国土国第 282 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）を発出し、各都道府県に対して、①筆界特定制度に関する地元住民への説明、②筆界特定手続に関する情報の利用等、③筆界未定の場合における筆界特定手続の利用に関する情報の提供など、筆界特定制度と地籍調査との連携に関する基本的方針について示している。

図表8-(2)-ウ-⑤ 筆界特定制度と連携した地籍調査の実施について（抄）

「不動産登記法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第29号）により、土地の所有権登記名義人等の申請に基づき、登記官が当該土地の筆界を特定する筆界特定制度が創設され、本年1月20日から施行されることとなりました。

ところで、地籍調査の実施に係る法務局職員の協力については、「地籍調査事業の実施における法務局との協力について」（平成16年6月30日付け国土国第107号）をもって国土交通省土地・水資源局長から各都道府県知事あてに通知されているところですが、今般さらに筆界特定制度との効果的な連携を図り、もって地籍整備の推進に寄与するため、当該連携の基本的方針について下記のとおり取り扱うこととしたので、この旨貴管下部局及び市区町村に周知方お取り計らい願います。

なお、このことは法務省とも協議済みであるので、念のため申し添えます。

記

1 筆界特定制度に関する地元住民への説明

地籍調査事業及び筆界特定制度の趣旨及び役割について、住民の理解を得るとともに、両者の連携が効果的に行われることとなるよう、必要に応じ、法務局職員に対し、地籍調査に係る地元住民への説明会等の場における筆界特定制度に関する説明等の実施方について依頼するものとする。

2 筆界特定制度と連携した地籍調査の実施

(1) 筆界特定手続に関する情報の利用等について

地籍調査を実施する市区町村等は、地籍調査を実施中又は実施する予定の地域内に存在する土地の筆界について筆界特定がされている場合（筆界特定の手続が現に行われている場合を含む。）は、必要に応じ、管轄登記所から当該筆界特定手続に関する情報の提供を受ける等により、地籍調査の成果が当該筆界特定の結果と齟齬しないよう留意するものとする。

(2) 筆界未定の場合における筆界特定手続の利用に関する情報の提供について

地籍調査を実施した土地の筆界について、当該土地の所有者等の確認が得られず筆界未定として処理されることとなった場合は、筆界の明確化を図るため、地籍調査を実施する市区町村等において、適宜、当該土地の所有者等に対し、筆界特定手続の利用に関する情報の提供を行うものとする。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

今回、当省が調査対象104市町村における平成25年度から29年度までの「筆界特定制度と連携した地籍調査の実施について」の基本的方針に基づく取組状況を調査したところ、図表8-(2)-ウ-⑥のとおり、筆界特定に関する地域住民への説明は7市町村(6.7%)、筆界特定手続に関する情報の利用等は該当がなく、筆界未定の場合における筆界特定手続の利用に関する情報の提供は8市町村(7.7%)において実施されている。

図表 8-(2)-ウ-⑥ 調査対象 104 市町村における「筆界特定制度と連携した地籍調査の実施について」の基本的方針に基づく取組状況
(平成 25 年度～29 年度)

(単位：市町村)

区分	市町村数
①筆界特定制度に関する地域住民への説明 法務局等職員に対して、住民説明会等の場における筆界特定制度に関する説明等を依頼	7
②筆界特定手続に関する情報の利用等 管轄登記所から筆界特定手続に関する情報提供を受け、地籍調査の成果が筆界特定の結果とそごがないよう留意	0
③筆界未定の場合における筆界特定手続の利用に関する情報の提供 土地所有者等の確認が得られず筆界未定として処理される場合、土地所有者等に筆界特定制度の情報提供を実施	8

(注) 当省の調査結果による。

(地籍調査を効率的に進めるための筆界特定制度との連携に関する意見)

令和元年 6 月に公表された令和元年度検討小委員会報告書において、図表 8-(2)-ウ-⑦のとおり、土地所有者等への調査では筆界が判明しない場合の措置として、申請主体が土地の所有権登記名義人等に限られている筆界特定制度について、地籍調査の実施主体である市町村等が筆界特定の申請をできるようにするなど、連携の仕組みを設ける必要があるとされている。国土交通省においても、当該措置の導入について、法務省と意見交換を行うなど、協議を行いながら、条件設定等について検討を進めているとしている。

図表 8-(2)-ウ-⑦ 令和元年度検討小委員会報告書 (抄)

<p>I. はじめに (略)</p> <p>II. 地籍調査について</p> <p>1. 地籍調査の現状と課題 (略)</p> <p>2. 今後講じるべき具体的方策の方向性</p> <p>(1) 調査の迅速化 (一筆地調査の見直し)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 土地所有者等への調査では筆界が判明しない場合の措置の導入 隣接する土地所有者等の意見が一致しないなど、<u>地籍調査の実施主体による調査では筆界が判明しない場合、現在の地籍調査では筆界未定とせざるを得ない状況にある。</u>一方、<u>筆界の現地における位置を特定する制度として不動産登記法 (平成 16 年法律第 123 号) に基づく筆界特定制度があるが、申請主体が土地の所有権の登記名義人等に限定されていることから、地籍調査の実施主体が主体的に当該制度を地籍の明確化を図るための方策として活用することができない状況にある。</u> このため、<u>地籍調査の実施主体による筆界特定の申請を可能とする不動産登記法の特例を設け、必要に応じ、地籍調査の実施主体の判断により、地籍</u></p>
--

調査の過程での調査や判断の内容を踏まえて筆界特定の申請を行い、法務局が筆界特定を行うことにより、筆界未定を避ける等、連携の仕組みを設ける必要がある。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

今回、調査対象 104 市町村における地籍調査の実施主体が筆界特定制度の申請主体になることに関する意見を調査したところ、図表 8-(2)-ウ-⑧のとおり、今後、市町村においても筆界特定制度の申請ができるようになった場合には、筆界特定制度を活用したいとする意見がみられた一方、筆界特定に掛かる期間、費用負担、業務量の増加等、活用することが難しいのではないかとする意見もみられた。

図表 8-(2)-ウ-⑧ 調査対象 104 市町村における地籍調査の実施主体が筆界特定制度の申請主体となることに関する意見

意見の主な内容
筆界特定制度について、地籍調査において市町村が申請できるようになれば、筆界未定の解消のために活用したい。
現在の筆界特定制度は、筆界の特定に至るまでに時間を要する上、申請主体が土地の所有権登記名義人等に限定されているが、筆界特定に至るまでの時間が短縮され、市町村が申請主体になることができれば、地籍調査の効率化という観点から、活用可能性があると思う。
市内では、土地所有者等が所在不明の土地に隣接している土地において、筆界未定が多く発生している。地籍調査において、土地所有者等が所在不明などの場合には、法務局等の協力を得て、筆界特定制度を活用する余地があるのではないかと。現在、地籍調査の実施主体である市町村が、筆界特定制度の申請主体にはなれないが、これが可能となれば法務局等との連携も進み、土地所有者等の所在不明を原因とする筆界未定が減少するのではないかと考える。
仮に、地籍調査の実施主体である市町村でも、筆界特定の申請が可能となった場合、申請手続に係る業務が増加することが予想されるが、地籍調査担当課の実施体制からみて、申請できる余裕があるとは考えにくい。
筆界特定制度は、通常の裁判よりも時間が掛からず簡便に活用できるとされているが、関係者から資料等を集めたりしていれば、それなりの時間と手間は掛かる。仮に、この制度を官民境界等先行調査で活用するとしても、筆界特定までにかかなりの時間を要するのではないかと。また、もともと国費を得て地籍調査を実施しているにもかかわらず、筆界が確認できないからといって、筆界特定制度を利用してよいのか疑問がある。本来、地籍調査において、筆界を確認する責任は市町村にあるため、予算の二重投資であると言われかねず、市町村で申請に係る手数料を支払うことは難しいと考えられる。
市町村が申請主体となって筆界特定制度を利用できるようになることについては、有効であると考えられる一方、地籍調査の実施期間と筆界特定制度により筆界が特定される時期が合わないのではないかと予想している。また、同制度を利用する場合の費用を市町村が負担することについて、問題が生じるのではないかと考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

また、上記以外の効率的に地籍調査を進めるための筆界特定制度との連携について、調査対象 104 市町村の意見を調査したところ、図表 8-(2)-ウ-⑨のとおり、i) 筆界特定までに 6 か月程度の期間を要するため、地籍調査の実施期間中の筆界特定制度の活用が難しいこと、ii) 筆界特定制度を活用した場合に土地所有者等に費用負担が発生することなどの理由から、土地所有者等に筆界特定制度の利用を勧めることは難しいとしている意見もみられた。

図表 8-(2)-ウ-⑨ 調査対象 104 市町村における地籍調査と筆界特定制度との連携に関する意見

意見の主な内容	
	筆界特定制度の活用は、裁判によらずにトラブルを解決し得る点において意義が大きいので、今後、地籍調査において同制度の利用が有効であると判断される場合は、積極的に活用したい。
	官民境界等先行調査でも、土地所有者等が不立会いで筆界確認ができないという話を聞いたことがあるため、このような場面で筆界特定制度を積極的に活用できれば良いと思う。
	筆界特定制度は、筆界が特定されるまでに 6 か月程度の時間を要することや、費用負担が発生すると聴いている。筆界特定制度を地籍調査に取り入れていくことについては、申請から結果が出るまで 6 か月も要するのであれば、立会の実施期間が終了するまでに間に合わないこともあり、活用は難しいのではないかと。
	一筆地調査において、土地所有者等同士の間で主張が合わず、筆界未定の発生が懸念される場合、筆界特定制度の紹介などができるような余裕はない。また、筆界特定制度では、筆界の特定までに時間が掛かりすぎることから、地籍調査において土地所有者等に筆界特定制度の利用を勧めることは難しい。
	筆界特定制度の活用に当たっては、①土地所有者等に費用負担が発生すること、②一筆地調査の完了のタイミングと筆界特定制度を用いて筆界を特定するタイミングが合わないことから、土地所有者等に対し、筆界特定制度の利用を勧めづらい。

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査対象 23 法務局等においても、図表 8-(2)-ウ-⑩のとおり、市町村にとって、筆界特定制度を活用するメリットはあるものの、筆界の特定までに時間を要することから、地籍調査での活用は困難と考えられるとの意見がみられた。

図表 8-(2)-ウ-⑩ 調査対象 23 法務局等における地籍調査と筆界特定制度との連携に関する意見

法務局等名	意見の主な内容
名古屋法務局	筆界特定制度を活用すれば筆界は特定されるので、その意味でメリットはあるが、申請主体は市町村ではなく土地所有者等であり、申請から筆界特定までに 6 か月程度要するため、地籍調査では活用しづらいのではないかと。
高松法務局	筆界特定制度の申請から筆界が特定されるまでに相当の時間を要するため（標準処理期間は 6 か月）、地籍調査の実施期間との関係から、うまく組み合わせられるかは不明であり、余りメリットがないのではないかと考える。

徳島地方法務局	<p>管轄区域内では、当事者の一方が所在不明となっているケースにおいて、筆界特定制度の利用が多くなっており、地籍調査においても活用できる余地があるのではないかと考える。</p> <p>ただし、筆界特定制度を利用することで、申請者に測量等のための多額の費用が掛かること、申請から筆界特定までに長期間を要することから、地籍調査の工程に組み込むことは難しいのではないかと考える。</p>
---------	--

(注) 当省の調査結果による。

地籍調査における作業の困難さを解消し、地籍調査を効率的に推進する必要がある中、地籍調査と筆界特定制度との連携は重要であると考えられる。

一方で、上記のような市町村や法務局等の意見を踏まえると、地籍調査の実施主体である市町村等が筆界特定の申請を可能とすることなど地籍調査における筆界特定制度の新たな活用方策については、市町村等にとって使いやすいものとなるよう検討を進める必要があると考えられる。

(3) 法務局・地方法務局と市町村との連携による地籍整備の推進状況

前述 8-(1)-アのとおり、推進方針では、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされ、全国の法務局等においては、都市部のD I Dの地図混乱地域を対象に地図作成作業を実施している。

また、26年度検討小委員会報告書では、都市部における地籍調査の推進方策として、「都市部の地籍整備を推進するため、各法務局が都市部の地図混乱地域において実施する登記所備付地図作成作業とも引き続き緊密に連携することが重要である」とされている。

しかしながら、前述図表 2-(1)-①及び図表 2-(1)-②のとおり、第 6 次十箇年計画では、D I Dにおける地籍調査の進捗率について、平成 31 年度末までに進捗率を 48%とする成果目標に対し、29 年度末時点の進捗率は 25%となっている。

平成 29 年度末時点で地籍調査に未着手又は休止中の 5 市町村を除く調査対象 99 市町村のうち、調査対象面積にD I Dを含む 80 市町村では、地籍調査の実施に係る市町村職員の意見として「作業の困難さ」を 44 市町村 (55.0%) が挙げている。また、「作業の困難さ」を挙げる 44 市町村のうち 18 市町村 (40.9%) が、「都市部では、土地所有者等の権利意識が高いため、筆界の確認に時間を要する」などの理由から土地所有者等による筆界の確認が困難としている。

中には、前述図表 3-(4)-⑧の例 1 のとおり、住民による一筆地調査の立会い拒否が多発したことにより、一旦地籍調査を休止し、その後に地籍調査を再開してからは、官民境界等先行調査のみを実施している市町村もみられた。

都市部における地籍整備の推進は重要課題の一つであり、今回、①都市部での地籍整備の推進に当たっての法務局等と市町村との連携状況、②法務局等と市町村との情報共有の状況、③市町村における法務局等に対する意見要望について調査した結果は、次のとおりである。

ア 都市部における地籍整備の推進に当たっての法務局・地方法務局と市町村との連携状況

(地図作成作業に係る計画策定時における法務局等と市町村との協議・調整状況)

今回、調査対象 23 法務局等の地図作成作業に係る計画策定時における実施地区の選定に関する市町村との協議・調整状況を調査したところ、図表 8-(3)-ア-①のとおり、地図作成作業の実施地区について、事前に市町村と協議・調整を行った上で選定している法務局等は、従来型計画（地図作成作業第 2 次 10 年計画）に基づき地図作成作業を実施する 23 法務局等には該当がなく、大都市型計画等（大都市型 10 年計画、震災復興型 3 年計画及び震災復興型第 2 次 3 年計画）に基づき地図作成作業を実施する 12 法務

局等では2法務局等（16.7%）となっている。

なお、事前に市町村との協議・調整を実施した上で実施地区を選定していない法務局等においても、市町村の地籍調査事業、土地区画整理事業及び土地改良事業との重複を避けるため、これら事業の実施状況や実施予定を把握した上で、実施地区を選定している状況がみられた。

図表 8-(3)-ア-① 調査対象法務局等における地図作成作業に係る計画策定時における実施地区の選定に関する市町村との協議・調整の実施状況

(単位:法務局等、%)

区 分	法務局等数	
	従来型計画	大都市型計画等
市町村との協議・調整を実施	0 (0)	2 (16.7)
市町村との協議・調整を未実施	23 (100)	10 (83.3)
合計	23 (100)	12 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「従来型計画」欄は、地図作成作業第2次10か年計画に基づき地図作成作業を実施する23法務局等、「大都市型計画等」欄は、大都市型10か年計画、震災復興型3か年計画及び震災復興型第2次3か年計画に基づき地図作成作業を実施する12法務局等の調査結果を集計し、()内にはそれぞれの計画に基づき地図作成作業を実施する法務局等に占める割合を示す。

大都市型10か年計画及び震災復興型第2次3か年計画の策定時に市町村との協議・調整を実施している2法務局等（仙台法務局及び大阪法務局）では、図表 8-(3)-ア-②のとおり、市町村からの情報提供や要望等を踏まえ、法務局等が地図作成作業の実施予定地区を選定し、当該市町村と協議・調整を行いながら実施地区を決定している状況がみられた。

図表 8-(3)-ア-② 調査対象法務局等における地図作成作業の実施地区の選定等に関する市町村との協議・調整の具体的な内容

法務局等名	計画名	内容
仙台法務局	震災復興型第2次3か年計画	<p>仙台法務局では、宮城県内で最大の被災市町村において、東日本大震災からの復旧・復興事業を加速させるために、地籍整備の緊急性が高いと判断し、平成28年度に、同市町村に対して地図作成作業の実施を提案している。その後、両機関の協議の結果、平成30年度から同市町村において地図作成作業を実施することが決定された。</p> <p>同市町村内における地図作成作業の具体的な実施地区の選定に当たっては、同市町村からの要望、地籍調査の実施状況や実施予定、復興に関する各種計画等に関する情報提供を踏まえて、仙台法務局が実施予定地区を選定し、市町村がその内容を確認した上で、実施地区を決定している。実施地区の選定過程では、仙台法務局が示した実施予定地区について、市町村が一部の地区を見直すよう求める</p>

		など、協議・調整が行われている。
大阪法務局	大都市型 10 か年計 画	大阪法務局は、市町村の中心市街地内における地図混乱地域を解消するため、平成 24 年度から市町村等の関係機関を招集して打合せ会を開催しており、当該打合せ会での協議の結果、27 年度から市町村内の地図混乱地域で地図作成作業を実施することが決議された。 同市町村内における具体的な地図作成作業の実施地区の選定に当たっては、同市町村で地図作成作業の実施が決定されて以降、毎月、大阪法務局と市町村が打合せを実施し、この中で、実施地区に関する協議・調整も行われている。この結果を踏まえて、大阪法務局が地図作成作業の実施予定地区を選定し、市町村がこの内容を確認した上で、実施地区を決定している。

(注) 当省の調査結果による。

協議・調整を実施している法務局等の管轄区域内の市町村では、図表 8-(3)-ア-③のとおり、法務局等と協議・調整を行った上で実施地区が決定されていることから、「地籍調査の実施が難しい D I D において地籍整備が進み、業務量の軽減や事業費の抑制などに効果がある」との意見がみられた。

図表 8-(3)-ア-③ 法務局等の管轄区域内の市町村における地籍調査が難しい地区で地図作成作業が実施されていることの効果等に関する意見

意見の内容
地図混乱地域のような地籍調査の実施が難しい地区では、1 年間で調査できる面積が約 0.2 km ² にとどまるが、法務局等が行う地図作成作業では、地籍調査の約 5 倍に当たる、1 年間で約 1.0 km ² の面積を実施できるといった違いがある。このように、地籍調査の実施が難しい地区において地図作成作業が実施されることで、早期に精度が高く、正確な地図が整備されるため、大幅な業務量の削減や事業費の抑制のほか、東日本大震災からの復旧・復興の加速化など、市町村にとってメリットが大きいと考えられる。
地図混乱地域である中心市街地では、地籍調査の実施が困難であるが、このような地籍調査が難しい地区では法務局等が地図作成作業を実施し、その周辺において市町村が地籍調査を実施するなど、役割分担を行った上で地籍整備を実施しており、市町村が単独では実施することができない中心市街地の地籍整備が進むと考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

一方、地図作成作業に係る計画策定時における実施地区の選定に関する市町村との協議・調整を実施していない法務局等では、その理由について、図表 8-(3)-ア-④のとおり、「地図作成作業に係る計画は法務局等が主体となって検討すべきものである」、「地図作成作業に係る計画を示すと様々な影響があることから、市町村を含めた外部の機関には示していない」などとしている。

図表 8-(3)-ア-④ 地図作成作業に係る計画策定時における実施地区の選定に関して、市町村との協議・調整を実施していない理由の具体例

法務局等名	協議・調整を実施していない理由
山口地方法務局	地図作成作業に係る計画は、法務局等が主体となって検討すべきものであるため、同計画の策定に当たり、市町村との協議・調整を行うこととしていない。
徳島地方法務局	地図作成作業が実施される地区では、不動産取引の活発化などの効果の発生が期待されるため、地価の上昇を招くおそれがあるほか、このことが民間等の開発事業にも影響を与えるおそれがある。このため、市町村を含む外部の機関には地図作成作業に係る計画を示すこととしておらず、協議・調整も実施していない。
高知地方法務局	地図作成作業に係る計画が明らかになれば、地図作成作業の実施地区の地価の上昇につながり、民間事業者が行う開発事業にも影響を与えることとなるため、計画段階のものを外部の機関に示すこととしていない。
神戸地方法務局	地図作成作業の対象となる地区は、地図混乱地域に限られているが、市町村に照会しなくとも県内の地図混乱地域の所在は把握していること、予算の制約により、1年で2地区程度でしか地図作成作業を実施できず、市町村からの要望に添うことができないことから、市町村との間で情報共有や協議・調整を実施していない。

(注) 当省の調査結果による。

また、市町村との協議・調整を実施していない法務局等の管轄区域内では、図表 8-(3)-ア-⑤のとおり、法務局等が実施する地図作成作業と市町村が実施する地籍調査の実施地区が重複している例がみられた。

図表 8-(3)-ア-⑤ 調査対象法務局等が実施する地図作成作業と調査対象市町村が実施する地籍調査の実施地区が重複している例

<p>① 大分地方法務局とA市の例</p> <p>i) 大分地方法務局における地図作成作業に係る計画の策定状況</p> <p>平成27年度に策定された地図作成作業第2次10か年計画では、27年度から36年度まで(2年目作業を含めると37年度まで)の間に、A市内の10地区で地図作成作業が実施されることとなっているが、大分地方法務局は、A市と、同計画の策定時における実施地区の選定に関する協議・調整や地図作成作業の長期的な実施予定に関する情報提供を実施していない。</p> <p>また、同地方法務局では、市町村との協議・調整や情報共有を実施していない理由として、地図作成作業第2次10か年計画は飽くまで計画段階のものであり、地図作成作業を実施する際には、実施地区等が変更となる可能性があるため、協議・調整や情報提供する必要はないとしている。</p> <p>ii) A市における地籍調査に係る計画の策定状況</p> <p>A市では、平成27年度まで地籍調査に未着手であったが、28年度から地籍調査に着手しており、地籍調査の開始に当たっては、A市の独自の計画である「市地籍調査実施基本計画」(平成27年3月)を策定している。当該計画は、平成27年度から31年度までに南海トラフ地震の発生に伴う津波による被害が大きいと想定される地区において地籍調査を実施し、32年度から56年度までの25年間で津波被害想定地域での地籍調査の完了を目指す内容となっている。</p>

iii) 地図作成作業と地籍調査における実施地区の重複状況

大分地方法務局が実施する地図作成作業の実施地区とA市が実施する地籍調査の実施地区については、表1のとおり、実施地区が重複している状況がみられた。

表1 A市内における実施地区の重複状況

機関名	計画名	着手年度	実施地区	実施面積
大分地方法務局	地図作成作業第2次10か年計画	平成31	B地区 (C町1~4丁目、D町、E町)	0.4 km ²
A市	市地籍調査実施基本計画	33	C町3~4丁目、D町	0.2 km ²
			C町1~2丁目、F町1~2丁目	0.1 km ²

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該実施地区では、当省の調査を契機として、大分地方法務局とA市が協議を行い、最終的にA市が地籍調査を実施することとされた。

② 和歌山地方法務局とG市の例

i) 和歌山地方法務局における地図作成作業に係る計画の策定状況

平成27年度に策定された地図作成作業第2次10か年計画では、27年度から36年度まで(2年目作業を含めると37年度まで)の間に、G市内の10地区で地図作成作業が実施されることとなっているが、和歌山地方法務局は、G市と、同計画の策定時における実施地区の選定に関する協議・調整を実施していない。

なお、同地方法務局では、地図作成作業に係る計画の策定時にG市との協議・調整を実施していないが、毎年度、市と行っている打合せに際して、次年度に実施する地図作成作業と地籍調査の実施地区について情報共有としている。

ii) G市における地籍調査に係る計画の策定状況

G市では、地籍調査の実施に当たって、道路や下水道等の公共事業の実施地区、津波の浸水・河川の氾濫・土砂崩れ等の災害による被害の発生が想定される地区、面的な地籍整備という観点から地籍調査の実施済みの地区に隣接する地区を対象として、毎年、10か所程度の実施地区を選定している。

また、当該実施地区の選定に当たり、地籍調査の実施年度の前年度4月下旬に、市の関係部局が出席する「市地籍調査連絡協議会」を開催し、実施地区等を決定している。

iii) 地図作成作業と地籍調査における実施地区の重複状況

和歌山地方法務局が実施する地図作成作業の実施地区とG市が実施する地籍調査の実施地区については、表2のとおり、実施地区が重複している状況がみられた。

表2 G市内における実施地区の重複状況

機関名	計画名	着手年度	実施地区	実施面積
和歌山地方法務局	地図作成作業第2次10か年計画	平成36	H地区	0.6 km ²
G市	平成30年度実施計画	30	H地区・I地区の各一部	0.2 km ²

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該実施地区については、平成30年度に実施した和歌山地方法務局とG市との打合せにおいて、実施地区が重複していることが把握されたため、同法務局では、今後、実施地区の変更について検討する予定としている。

(注) 当省の調査結果による。

(地図作成作業の実施地区に関する市町村のニーズの把握状況)

調査対象 23 法務局等における地図作成作業の実施地区に関する市町村のニーズを把握する取組の実施状況を調査したところ、一部の法務局等において、地籍調査事務打合会に参加する市町村に対して、口頭で地図作成作業の実施地区に関する情報提供を求めているとしているものなどがみられたが、地図作成作業に係る計画の策定に当たって、法務局等から地図作成作業の対象となり得る管轄区域内の市町村に対して、しつ皆で地図作成作業の実施要望を聴取している例はみられなかった。

地図作成作業の実施地区に関する市町村のニーズを把握する取組を実施していない法務局等では、その理由について、図表 8-(3)-ア-⑥のとおり、「地図作成作業の実施地区は法務局等の方針に基づき選定を行っているため」、「各市町村の個別のニーズの全てには対応できないため」などとしている。

図表 8-(3)-ア-⑥ 地図作成作業の実施地区に関する市町村のニーズを把握する取組を実施していない理由の具体例

法務局等名	ニーズを把握する取組を実施していない理由
東京法務局	地図作成作業の実施地区の選定に当たっては、市町村のニーズを積極的に把握することではなく、法務局等の方針に基づき選定を行っている。
神戸地方法務局	各市町村の個別のニーズを酌み取って地図作成作業を実施しても際限がなく、ニーズを把握してもその全てには対応できないことから、法務局等から積極的なニーズの把握は実施していない。
静岡地方法務局	市町村から地図作成作業の実施に関する要望が寄せられた場合には、その内容を参考にしているが、法務局等側からの積極的なニーズ把握は行っておらず、また、市町村から要望があった場合でも、その内容については整理していない。
秋田地方法務局	市町村のニーズについて、市町村の地籍調査担当職員が来局した際に地図混乱の状況を聴取する場合もあるが、市町村から寄せられた要望の内容について記載した資料は保管していない。

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査対象市町村の中には、「地図作成作業の実施要望を有しているものの、法務局等から地図作成作業の実施要望に関する照会がないため、そもそも法務局等に対して地図作成作業の実施を要望できるのか分からなかったこと、また、地図混乱地域に関する情報提供もないため、地図作成作業の対象となる地域が分からないことから、これまで法務局等に対して地図作成作業の実施を要望したことはない」との意見もみられた。

(市町村に対する地籍調査の働きかけの実施状況)

前述 8-(1)-アのとおり、推進方針に基づき、平成 16 年度から、法務省と国土交通省が連携して地籍整備事業を実施しており、地図作成作業が実施される市町村においては、地図作成作業の実施地区の周辺地域における住民の地籍調査への関心が醸成される可能性が高いため、法務省は、「登記所備付地図作成作業と地籍調査との連携について（依頼）」（平成 21 年 5 月 20 日付け法務省民二第 1225 号法務省民事局民事第二課長依頼）を発出し、図表 8-(3)-ア-⑦のとおり、各法務局等に対して、地図作成作業の実施地区の周辺地域における地籍調査の働きかけを実施することなどにより、市町村が行う地籍調査との連携に配慮するよう通知している。

図表 8-(3)-ア-⑦ 登記所備付地図作成作業と地籍調査との連携について (依頼) (抄)

平成 15 年 6 月 26 日、内閣の都市再生本部において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」と題する方針が示され、都市再生の円滑な推進のため、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされ、この方針に基づき、平成 16 年度から、法務省と国土交通省とが連携して、地籍整備事業を実施しているところです。

ところで、登記所備付地図作成作業が実施される市区町については、作業の実施地区の周辺でも住民の地籍調査への関心が醸成される可能性が高いことから、周辺地域で地籍調査が進められるよう、働きかけを実施していただいているところですが、今般、国土交通省土地・水資源局国土調査課長から、各都道府県地籍調査担当部長に対し、別添のとおり、登記所備付地図作成作業の実施地区の周辺地域において、地籍調査を積極的に推進するよう市町村等に指導するよう通知がされました。

については、都市部の地籍整備の推進には、登記所備付地図作成作業と地籍調査の連携強化が重要であると考えておりますので、作業の実施地区の周辺地域での地籍調査の働きかけの継続実施のほか、各都道府県又は各市区町村から作業の実施地区等の詳細な照会等があった場合は、積極的な情報等の提供をするなどして、地籍整備の連携に配慮願います。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

一方、国土交通省においても、「登記所備付地図作成作業を実施する地域について」（平成 21 年 5 月 11 日付け国土国第 56 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）を発出し、各都道府県に対して、法務局等の地図作成作業の実施地区に関する情報提供をするとともに、地図作成作業の実施地区の周辺地域における地籍調査の積極的な推進について、市町村等に指導するよう通知している。

今回、調査対象 23 法務局等における市町村に対する地図作成作業の実施地区の周辺地域での地籍調査の働きかけの実施状況を調査したところ、市町村に働きかけを実施している法務局等は 4 法務局等（17.4%）であり、19 法務局等（82.6%）では働きかけを実施していない。

市町村に対する働きかけを実施していない法務局等では、その理由について、図表 8-(3)-ア-⑧のとおり、i) 地籍調査の実施地区の選定は市町村が判断すべきものであること、ii) 市町村が D I D において地籍調査を実施しないと認識していること、iii) 地籍調査の実施が困難な地区であると考えられることなどとしている。

図表 8-(3)-ア-⑧ 調査対象法務局等において市町村に対する地図作成作業の実施地区の周辺地域での地籍調査の働きかけを実施していない理由の具体例

区分	法務局等名	働きかけを実施していない理由
地籍調査の実施地区の選定は市町村が判断すべきものであるため	札幌法務局	地籍調査は、市町村が自主的に計画し、実施するものであることから、市町村に対し、地籍調査の実施についての働きかけは行っていない。
	神戸地方法務局	法務局等が地図作成作業を実施する地図混乱地域周辺における地籍調査の実施を市町村に働きかけたとしても、地籍調査の実施地区の選定は、市町村の判断が伴うものと考えられるため、市町村に働きかけることは困難である。
	山口地方法務局	地籍調査の実施地区の選定については、実施主体である市町村が判断するところであり、法務局等から働きかけを行うのは難しい。
	熊本地方法務局	第 6 次十箇年計画に基づく地籍調査と地図作成作業第 2 次 10 年計画に基づく地図作成作業は、それぞれが別々に実施しているため、働きかけを行うことは難しく、市町村への働きかけは行っていない。
市町村が D I D において地籍調査を実施しないと認識しているため	広島法務局	管轄区域内で地籍調査を実施するいずれの市町村においても、D I D で地籍調査を実施していないと認識しており、働きかけるべき市町村がない。
	高知地方法務局	管轄区域内の市町村では、当面の間、農村部や南海トラフ地震による津波被害が想定される沿岸部で地籍調査を実施するものと認識しており、中心市街地において地籍調査を実施することが見込まれない。
地籍調査の実施が困難な地区であると考えられるため	福岡法務局	大都市型 10 年計画に基づく地図作成作業の実施地区の周辺地域は、地価が高額であること等により、土地所有者等の権利意識が高く、筆界の確認が困難といった特徴があることから、このような地区での地籍調査の実施は難しいと考えられるため、働きかけを行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

イ 法務局・地方法務局と市町村との情報共有の状況（地籍調査連絡会議等） （地籍調査連絡会議等の概要）

国土交通省は、地籍調査事業の円滑かつ適正な実施に資するため、法務省と協議の上、「地籍調査連絡会議等の設置について」（昭和54年7月2日付け国土国第326号国土庁土地局長通達）を発出し、都道府県ごとに地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合会を設置して、法務局等との連絡、打合せを遺憾のなく取り計らうよう通知するとともに、「地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合会設置要領」（以下「設置要領」という。）を示している。

設置要領では、図表8-(3)-イ-①のとおり、地籍調査連絡会議等の趣旨、構成、所掌事務、出席者、開催時期などの事項を定めており、地籍調査連絡会議は都道府県、法務局等で、地籍調査事務打合会は都道府県、市町村等、法務局等で構成することとされている。

また、設置要領では、地籍調査連絡会議等における連絡及び打合せ事項について、「地籍調査事業の実実施計画及び実施状況」、「地籍調査成果（写）の登記所送付の受入に関する事項」と例示しており、このほか、地籍調査連絡会議では「登記所備付地図の整備と地籍調査推進についての基本的事項」、「登記所備付地図の整備状況」と例示し、地籍調査事務打合会では「登記所の年間業務計画」、「関連通達等に関する事項」と例示している。

図表 8-(3)-イ-① 地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合会設置要領（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1 国土調査法に基づく地籍調査事業の円滑かつ適正な実施に資するため、都道府県、市町村等及び法務局又は地方法務局間の相互理解を図ることを目的として、地籍調査連絡会議（以下「連絡会議」という。）及び地籍調査事務打合会（以下「事務打合会」という。）を設けるものとする。

（構成）

第2 連絡会議及び事務打合会は、都道府県、市町村等及び法務局又は地方法務局で構成する。

（議事の周知）

第3 連絡会議及び事務打合会の結果については、都道府県は関係市町村等に、法務局又は地方法務局は関係の支局及び出張所に、それぞれ周知するよう努めるものとする。

（運営の細目）

第4 連絡会議及び事務打合会の運営に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、都道府県と法務局又は地方法務局との協議により定めることができる。

（事務局）

第5 連絡会議及び事務打合会の運営に関する事務を処理するため、都道府県に事務局を置くものとする。

第2章 地籍調査連絡会議

（所掌事務）

第6 連絡会議においては、地籍調査事業の計画及び実施並びに地籍調査の推進と不動産登記事務とに関する総括的な問題の連絡及び打合せを行う。

2 前項の連絡及び打合せ事項を例示すると概ね次のとおりである。

- ① 地籍調査事業の実施計画及び実施状況
- ② 地籍調査成果（写）の登記所送付の受入に関する基本的事項
- ③ 登記所備付地図の整備と地籍調査推進についての基本的事項
- ④ 登記所備付地図の整備状況

（出席者）

第 7 連絡会議の出席者は都道府県の職員及び法務局又は地方法務局の職員で別表 1 に掲げるものとする。

（開催時期）

第 8 連絡会議は毎年 5 月に開催するのを常例とする。

（略）

第 3 章 地籍調査事務打合せ

（所掌事務）

第 11 事務打合せにおいては、地籍調査事業の計画及び実施並びに地籍調査の実施上の問題で不動産登記事務の処理に関係するものについての連絡及び打合せを行う。

2 前項の連絡及び打合せ事項を例示すると、概ね次のとおりである。

- ① 地籍調査事業の実施計画及び実施状況
- ② 登記所の年間業務計画
- ③ 地籍調査実施及び同調査成果（写）の登記所受入事務等に関する事項
- ④ 関連通達等に関する事項

（出席者）

第 12 事務打合せの出席者は、都道府県、関係市町村等及び法務局又は地方法務局の職員で別表 2 に掲げるものとする。

（開催時期）

第 13 事務打合せは、毎年 4 月及び 10 月に開催するのを常例とするが、都道府県と法務局又は地方法務局との協議により年 1 回（10 月）開催するものとすることができる。

（略）

（注）下線は当省が付した。

（地籍調査連絡会議等の開催状況）

今回、調査対象 23 都道府県における平成 25 年度から 29 年度までの地籍調査連絡会議の開催状況を調査したところ、図表 8-(3)-イ-②のとおり、地籍調査連絡会議を毎年度開催している都道府県は 3 都道府県（13.0%）であるのに対し、地籍調査連絡会議を 5 年間で一度も開催していない都道府県は 16 都道府県（69.6%）となっている。

図表 8-(3)-イ-② 調査対象 23 都道府県における地籍調査連絡会議の開催状況（平成 25 年度～29 年度）

（単位：回）

都道府県名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
北海道	0	0	0	0	0
宮城県	1	0	1	0	0
秋田県	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0
愛知県	-	1	1	1	1
三重県	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0
京都府	0	0	1	1	1
大阪府	2	2	2	2	2
兵庫県	0	0	0	0	0
和歌山県	1	1	1	1	1
広島県	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0
福岡県	1	1	1	1	1
熊本県	1	1	1	0	1
大分県	0	0	0	0	0

（注）1 当省の調査結果による。

2 当表は、都道府県と法務局等が参加している会議等の開催回数を集計した。

3 平成 25 年度の愛知県の開催実績は不明となっている。

4 表中の網掛け部分は、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間で一度も地籍調査連絡会議を開催していない都道府県のうち、地籍調査事務打合せについても 5 年間で一度も開催していない都道府県を示す。

また、調査対象 23 都道府県における平成 25 年度から 29 年度までの地籍調査事務打合せの開催状況を調査したところ、図表 8-(3)-イ-③のとおり、地籍調査事務打合せを毎年度開催している都道府県は 12 都道府県(52.2%)であるのに対し、地籍調査事務打合せを 5 年間で一度も開催していない都道府県は 7 都道府県 (30.4%) となっている。

図表 8-(3)-イ-③ 調査対象 23 都道府県における地籍調査事務打合会の開催状況（平成 25 年度～29 年度）

（単位：回）

都道府県名	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
北海道	1	1	1	1	1
宮城県	0	0	0	1	1
秋田県	1	1	1	1	1
山形県	2	2	2	2	2
千葉県	0	0	0	0	0
東京都	1	1	1	0	0
神奈川県	1	1	1	1	1
静岡県	1	1	1	1	1
愛知県	0	0	0	0	0
三重県	1	1	1	1	1
滋賀県	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0
兵庫県	1	1	1	1	1
和歌山県	7	7	7	7	7
広島県	0	1	1	1	1
山口県	1	1	1	1	1
徳島県	1	1	1	3	1
香川県	1	1	1	1	1
高知県	0	0	0	0	0
福岡県	1	1	1	1	1
熊本県	0	0	0	0	0
大分県	0	0	1	1	0

（注）1 当省の調査結果による。

2 当表は、都道府県、市町村、法務局等が参加している会議等の開催回数を集計した。

3 表中の網掛け部分は、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間で一度も地籍調査事務打合会を開催していない都道府県のうち、地籍調査連絡会議についても 5 年間で一度も開催していない都道府県を示す。

調査対象 23 都道府県の中には、平成 25 年度から 29 年度までの間に地籍調査連絡会議と地籍調査事務打合会のいずれも開催していない都道府県が、千葉県、滋賀県及び高知県の 3 都道府県（13.0%）みられ、開催していない理由については、「法務局等との連絡、連携等の機会はないが、特に支障は生じていないため」（千葉県、滋賀県）、「形式的な会議を立ち上げて、意義のある会議にはならないと考えるため」（高知県）としている。

また、東京都のように、平成 27 年度までは地籍調査事務打合会を開催していたものの、各市町村が管轄の法務局等の出張所と適宜、打合せや情報交換を行っていることを受けて、28 年度以降、地籍調査事務打合会を開催していないという例もみられた。

一方、地籍調査連絡会議等を開催していない都道府県内の市町村では、図

表 8-(3)-イ-④のとおり、「地籍調査連絡会議等は、法務局等と情報共有等を行う場として有意義であり、地籍調査連絡会議等を開催してほしい」などの意見がみられた。

図表 8-(3)-イ-④ 地籍調査連絡会議等を開催していない都道府県内の市町村における地籍調査連絡会議等についての意見

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査連絡会議等の開催は有意義であると考えられ、地籍調査連絡会議等が開催された場合には、市街地区域における調査方法やその留意点等について意見交換を行いたい。 ・ 地籍調査連絡会議等が開催されれば、地籍整備に係る情報共有の場として有意義であるとする。 ・ 地籍調査連絡会議等については、開催していただきたいと考える。法務局等の対応は、担当する登記官によって異なる場合があるため、現在の登記官の方針を確認する場として活用したい。 ・ 地籍調査連絡会議等において、事前に地図作成作業の実施地区について情報提供があれば、地図作成作業の実施に当たり、市町村において現地立会い等への協力が必要になる場合であっても、あらかじめ職員派遣等の準備を行うことができるなどのメリットがあるため、地籍調査連絡会議等が開催されれば参加したい。 ・ 地籍調査の担当者の情報交換をする場として、地籍調査連絡会議等が開催されれば良いと考える。

(注) 当省の調査結果による。

(地図作成作業の実施地区等に関する市町村との情報共有)

上記のとおり、地籍調査連絡会議等は、都道府県、市町村、法務局等間の相互理解を図ることを目的に設けるものとされており、設置要領では、地籍調査連絡会議等における連絡及び打合せ事項について、「地籍調査事業の実施計画及び実施状況」と例示しているほか、地籍調査連絡会議における連絡及び打合せ事項については、「登記所備付地図の整備状況」と例示している。

また、「登記所備付地図作成作業と地籍調査との連携について(依頼)」では、各都道府県又は各市町村から地図作成作業の実施地区等の詳細な照会等があった場合は、法務局等が積極的な情報等の提供をするなどして、地籍整備との連携に配慮するよう通知している。

今回、調査対象 23 法務局等の地籍調査事務打合会における法務局等が実施する地図作成作業の実施地区等に関する市町村との情報共有の実施状況を調査したところ、地籍調査事務打合会に参加する都道府県や市町村に対して、地図作成作業の選定済みの実施地区等といった、今後の実施予定を情報提供している法務局等は 10 法務局等 (43.5%) となっている。

また、地図作成作業の実施予定を情報提供している法務局等の中には、図表 8-(3)-イ-⑤のとおり、地図作成作業第 2 次 10 か年計画に定められている

平成 36 年度までの地図作成作業の実施地区など、長期的な実施予定について市町村に情報提供している法務局等もみられた。

図表 8-(3)-イ-⑤ 山口地方法務局における地図作成作業の長期的な実施予定について情報提供している例

山口県から、「地図作成作業と地籍調査の実施地区の重複を避けるため、地図作成作業の実施地区について情報提供してほしい」との要請があったことから、山口県、地籍調査を実施する市町村及び山口地方法務局が参加する地籍調査登記事務連絡会議において、同局は地図作成作業の長期的な実施予定について情報提供をしている。

平成 28 年度の地籍調査登記事務連絡会議では、28 年度に開始した地図作成作業の 2 年目作業を実施する地区の名称、実施面積及び作業範囲図と、29 年度から 36 年度までの間に地図作成作業の 1 年目作業の実施を予定している地区の名称、実施予定面積及び作業範囲図を情報提供した。また、平成 29 年度の地籍調査登記事務連絡会議では、29 年度に開始した地図作成作業の 2 年目作業を実施する地区の名称、実施面積及び作業範囲図と、30 年度から 36 年度までの間に地図作成作業の 1 年目作業の実施を予定している地区のうち、変更があった地区の作業範囲図を情報提供している。

(注) 当省の調査結果による。

一方、情報提供を実施していない法務局等は 13 法務局等 (56.5%) となっており、調査対象 104 市町村の中には、図表 8-(3)-イ-⑥のとおり、今後の地籍調査の実施地区を D I D から選定する可能性があるなどの理由から、地図作成作業の実施地区や今後の実施予定に関する情報提供を求める意見要望がみられた。

このほか、調査対象 104 市町村からは、「法務省は地図作成作業の対象地域の全体面積や残りの面積がどの程度あり、今後、法務省において、地図作成作業をどのようなペースで進めていくのかなど、地図作成作業に関する方針を示し、地籍整備に係る市町村との役割分担を明確にしてほしい」との意見要望も挙げられている。

図表 8-(3)-イ-⑥ 調査対象 104 市町村における地図作成作業に係る情報提供及び地籍調査の実施に当たっての地図作成作業の役割分担に関する意見要望の例

- ・ 地籍調査の第 7 次国土調査事業十箇年計画の策定に当たっては、D I D も地籍調査の実施地区として選定する可能性があることから、この実施地区の検討に当たり、法務局等には、今後の地図作成作業の実施地区に関する情報提供をしてほしい。
- ・ 今後、当市において地籍調査を進めた場合、地図作成作業の実施地区と重複するおそれがあるため、地図作成作業に係る計画等を市町村に情報提供してほしい。
- ・ 現在、法務局等による地図作成作業の実施地区や今後の実施予定を把握していないため、地図作成作業に関する情報共有や意見交換を行う機会を設けてほしい。
- ・ 法務省では、地図作成作業の対象地域の全体面積や残りの面積がどの程度あり、今後、地図作成作業をどのようなペースで進めていくのかなどの方針を示しておらず、市町村ではどの程度、D I D での地籍調査を実施しなければならないのかが分からない。このため、法務省は地図作成作業に関する方針を示し、地籍整備に係る市町村との役割分担を明確にしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

ウ 法務局・地方法務局と市町村が連携して都市部における地籍整備に取り組んでいる例

今回、法務局等と市町村が連携した都市部における地籍整備の取組状況を調査したところ、調査対象 23 法務局等の中には、図表 8-(3)-ウ-①のとおり、法務局等から市町村に対して連携を働きかけ、両機関が近隣の地区で地籍整備を行うなど、中心市街地において一体的に地籍整備を進めている例（大阪法務局と茨木市が実施）がみられた。

茨木市では、大阪法務局と連携するメリットとして、「両機関が中心市街地で面的な地籍整備を行っていることから、地区内の住民の関心の醸成や理解の促進が図られること、地図作成作業で設置した基準点を活用できることなどのメリットが考えられる」としているほか、「地図作成作業の現地事務所を市役所庁舎内に設置していることから、大阪法務局の職員との距離が近く、普段から情報共有やノウハウの享受ができるため、業務の円滑化・効率化に効果がある」としている。

図表 8-(3)-ウ-① 大阪法務局と茨木市が連携して都市部における一体的な地籍整備に取り組んでいる例

<p>① 茨木市における地図混乱地域の状況</p> <p>茨木市の中心市街地では、昭和 11 年から耕地整理が行われたが、換地処分後に清算事務及び登記手続が行われていないことから、当該地区が地図混乱地域となっているほか、この周辺地区についても地図混乱地域となっているなど、中心市街地一帯が地図混乱地域となっている。</p> <p>このため、茨木市の中心市街地一帯では、表 1 のとおり、住民から土地取引等に関する苦情が寄せられていたほか、市と住民とのトラブルへ発展する必要があるなど、市の各事務の遂行に当たり支障が生じており、市の懸案事項となっていた。</p> <p>表 1 茨木市の中心市街地が地図混乱地域であることによる支障の例</p> <table border="1"><tr><td>i) 住民からの苦情</td></tr><tr><td>・ 公図上、現況の宅地内に存在しない旧国有地や水路が記載されており、土地取引が円滑に進められない。</td></tr><tr><td>・ 公図上、現況の土地よりも広い区画が記載されており、土地を購入する際に隣接する道路部分まで購入する形となった。</td></tr><tr><td>ii) 住民とのトラブル</td></tr><tr><td>・ 建築確認を行う際に、市では耕地整理事業によって整理された境界線に基づき住宅を建築するよう、住民に対して説明を行うが、住民は公図上の筆界が正しいものと考えており、このことからトラブルに発展する可能性がある。</td></tr></table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	i) 住民からの苦情	・ 公図上、現況の宅地内に存在しない旧国有地や水路が記載されており、土地取引が円滑に進められない。	・ 公図上、現況の土地よりも広い区画が記載されており、土地を購入する際に隣接する道路部分まで購入する形となった。	ii) 住民とのトラブル	・ 建築確認を行う際に、市では耕地整理事業によって整理された境界線に基づき住宅を建築するよう、住民に対して説明を行うが、住民は公図上の筆界が正しいものと考えており、このことからトラブルに発展する可能性がある。
i) 住民からの苦情					
・ 公図上、現況の宅地内に存在しない旧国有地や水路が記載されており、土地取引が円滑に進められない。					
・ 公図上、現況の土地よりも広い区画が記載されており、土地を購入する際に隣接する道路部分まで購入する形となった。					
ii) 住民とのトラブル					
・ 建築確認を行う際に、市では耕地整理事業によって整理された境界線に基づき住宅を建築するよう、住民に対して説明を行うが、住民は公図上の筆界が正しいものと考えており、このことからトラブルに発展する可能性がある。					
<p>② 耕地整理事業地区における問題解決を図るための関係機関による協議状況</p> <p>大阪法務局は、平成 15 年から耕地整理事業地区の問題解決を図るため取組を実施していたが、問題の解消には限界がきていたこともあり、抜本的な問題解決を図るため、茨木市、大阪府、大阪土地家屋調査士会及び同局が参加する打合せ会を、24 年度から 26 年度までの間に計 3 回開催している。</p> <p>打合せ会では、耕地整理事業地区における問題解決方法の一つとして、茨木市による地籍調査の実施も検討されたが、i) 茨木市では地籍調査のノウハウがないこ</p>					

と、ii) 当該地区は地図混乱地域であり、地籍調査の実施が困難であることなどの理由から、茨木市は、大阪法務局による地図作成作業の実施を要望していた。

このような状況を踏まえ、耕地整理事業地区においては、表2のとおり、大阪法務局が中心市街地の地図混乱地域で地図作成作業を実施し、茨木市は地図作成作業が実施された地区の周辺地区から地籍調査を実施すること等が決議された。

表2 打合せ会における主な決議事項

- ・ 耕地整理事業地区における問題の解消に向けて、大阪法務局が地図作成作業を実施する。茨木市は、大阪法務局に対し、地図作成作業の実施を求める要望書を提出する。
- ・ 地図作成作業の実施に当たって、茨木市は市を挙げて協力し、作業の委託を受ける大阪土地家屋調査士会はこれを全面的にバックアップする。
- ・ 茨木市は、平成28年度から大阪法務局が実施する地図作成作業の周辺地区から地籍調査を実施する。
- ・ 平成28年4月から地図作成作業の現地事務所及び地籍調査係を茨木市役所内に設置し、大阪法務局職員のほか、大阪府職員、茨木市職員及び土地家屋調査士の配置を検討する。

(注) 当省の調査結果による。

③ 地図作成作業に係る計画の実施状況

大阪法務局は、平成27年度から茨木市において地図作成作業に着手しており、27年度及び28年度に着手した地区については、いずれも2年間で完了している。

一方、茨木市でも、平成28年度から地籍調査に着手しており、地図作成作業の実施地区に隣接する地区で地籍調査を実施している。また、茨木市は、同地区での地籍調査終了後も、地図作成作業の実施地区の周辺地区において、順次、地籍調査を実施する予定としている。

④ 大阪法務局と茨木市が連携して地籍整備に取り組むメリット

両機関が連携するメリットとして、地図作成作業の現地事務所を茨木市役所庁舎内に設置していることから、表3のとおり、大阪法務局と茨木市の相互の情報共有やノウハウの提供が迅速に実施できることとしており、茨木市はこのことから、業務の円滑化・効率化に効果があるとしている。

茨木市では、一筆地調査の準備作業において、様々な資料を用い、筆界の位置を推定した上で現地立会いを行っているが、筆界の位置を推定する際に、適宜、大阪法務局から説明や助言等を受けており、このことから、住民への説明がスムーズに進むなど、現地立会いが順調に進んでいる一因としている。

また、これ以外の連携するメリットとして、中心市街地で面的な地籍整備を実施しているため、地区内の住民の関心の醸成や理解の促進が図られること、地図作成作業で設置した基準点を活用できることなどのメリットが考えられるとしている。

表3 地図作成作業の現地事務所を市役所庁舎内に設置するメリット

機関名	内容
大阪法務局	茨木市の担当職員に立会い等のノウハウを提供できること。 また、茨木市が保有する地図作成作業の実施地区に関する情報提供を迅速に受けられること。
茨木市	地籍調査に関する疑問について、その都度、登記官に相談、協議ができること、普段から情報共有が図られることから、円滑・効率的に業務を進められている。

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

このほか、図表 8-(3)-ウ-②のとおり、法務局等が市町村の地図混乱地域において地図作成作業を実施しながら、地籍調査を休止している市町村に対して、地籍調査の再開に向けた支援・サポートを行っている例（仙台法務局と石巻市が実施）もみられた。

東日本大震災以降、地籍調査を休止している石巻市は、仙台法務局と連携を図ることで、「復興の更なる前進や地籍調査の再開など、市民生活に直結したニーズに対応できる」といったメリットがある」としている。

図表 8-(3)-ウ-② 仙台法務局が石巻市と連携して都市部における地籍整備に取り組んでいる例

- ① 石巻市における地図混乱地域の状況
- 平成 17 年度に 1 市 6 町が合併した石巻市では、旧石巻市地域以外の地域において、地籍調査が完了しており（進捗率：95.6%）、東日本大震災が発生する直前には、JR石巻駅及び石巻市役所のある中心市街地北側の地区において地籍調査を実施していた。
- その後、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを受けて、石巻市では平成 24 年度は認証作業、25 年度は被災地における検証測量、26 年度以降は震災の復興・復旧事業に予算や人員を集中させるため、地籍調査を休止している。
- 地籍調査が完了していない中心市街地には、その一部に地図混乱地域が含まれており、中心市街地における復旧・復興事業の実施に当たって支障が生じていた。
- ② 石巻市での地図作成作業の実施に当たっての両機関による協議状況
- i) 石巻市における地図作成作業の実施に関する協議状況
- 仙台法務局は、震災復興型第 2 次 3 か年計画に基づく地図作成作業の実施地区の選定に当たり、平成 28 年 12 月に、石巻市に対して地図作成作業の実施を提案している。
- 提案に当たっては、石巻市において、地籍調査のノウハウがある実務担当者が不在などの懸念があることを踏まえ、市職員にノウハウを提供できるといったメリットがある市役所周辺への地図作成作業の現地事務所の設置なども提案されている。
- その後、仙台法務局と石巻市が協議した結果、平成 29 年 2 月に、同市における地図作成作業の実施が決定している。
- ii) 石巻市と仙台法務局との街づくりの推進等に関する包括協定の締結
- 仙台法務局は、これまでの仙台法務局と石巻市の連携が、各担当課間における個別の事務連携にとどまっていることを受けて、石巻市での地図作成作業の実施を契機に、これからの市の復興を図る中で、更なる包括連携へと発展させるため、平成 29 年 8 月、同市に対して、包括連携の締結について働きかけている。
- その後、両機関の協議を経て、平成 29 年 9 月に、双方の人的・物的資源の活用を図り、もって東日本大震災からの復旧・復興に向けた街づくりの推進等に資することを目的とした「石巻市と仙台法務局との街づくりの推進等に関する包括協定」（以下「包括連携協定」という。）を締結している。
- 包括連携協定では、仙台法務局による石巻市の中心市街地における地図作成作業の実施のほか、東日本大震災の発生以降、地籍調査を休止している同市に対する地籍調査の再開に向けてのサポートや、市職員の育成等に仙台法務局が積極的に関与することについて定められている。

③ 石巻市と仙台法務局との街づくりの推進等に関する包括連携協定に基づく取組の実施状況

i) 震災復興型登記所備付地図作成作業の実施

仙台法務局は、震災復興型第2次3か年計画に定められているとおり、平成30年度から石巻市開北・中里地区において、地図作成作業の1年目作業を開始している。

なお、石巻市が行う地籍調査は、平成23年3月に東日本大震災が発生した影響で、平成26年度以降休止しており、地籍調査の再開は、石巻市震災復興基本計画（計画期間：23年度～32年度）に基づく復興事業が終了する33年度の予定としている。

ii) 現地事務所の市役所庁舎内への設置

仙台法務局では、地図作成作業の現地事務所を石巻市役所庁舎内に設置するため、貸与承認手続等の事務手続を行っており、平成30年度に着手した地図作成作業の2年目作業の実施に伴い、31年3月に現地事務所を開所している。

iii) 地籍調査の再開に向けた準備作業等の支援及び市職員の育成等への関与等

仙台法務局では、地籍調査の再開に向けた石巻市への支援として、地籍調査に関する研修会を、平成30年度中に計3回実施している。

また、地籍調査の再開に資することを目的として、市地籍調査担当職員が、平成30年7月に開催された地図作成作業の住民説明会（会場設営、説明方法、住民への対応等）を見学したほか、作業ノウハウについての情報交換や助言が行われた。

なお、仙台法務局は今後も、地籍調査の再開時における作業上の留意点等を説明する研修会を開催する予定としている。

④ 仙台法務局が石巻市と連携して地籍整備に取り組むメリット

両機関が連携するメリットについて、下表のとおり、仙台法務局では、石巻市が保有する情報を活用できることや、地図作成作業の現地事務所を石巻市役所庁舎内に設置することで、地籍調査担当課への技術的支援・助言や土地所有者等の来所が容易になること、石巻市では、復興の更なる前進や地籍調査の再開などの市民のニーズに対応できることとしている。

表 仙台法務局が石巻市と連携して地籍整備に取り組むメリット

機関名	内容
仙台法務局	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等の所在確認時に、石巻市が保有する情報を活用できること（避難者の所在に関する情報等） 地図作成作業の現地事務所を石巻市役所庁舎内に設置することで、①市の地籍調査担当課に対する技術的支援・助言が容易になること、②土地所有者等の来所が容易になること
石巻市	石巻市と仙台法務局の相互の連携を強化することにより、復興の更なる前進や地籍調査の再開など、市民生活に直結したニーズに対応できること

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

エ 市町村における法務局・地方法務局に対する意見要望

今回、調査対象 104 市町村における都市部の地籍調査の推進に当たっての法務局等に対する意見要望を調査したところ、図表 8-(3)-エ-①のとおり、42 市町村 (40.4%) において、法務局等による地図作成作業の実施拡大を求める意見要望がみられたほか、地図作成作業に係る情報提供を求めるもの (9 市町村) や、地籍調査と地図作成作業との役割分担を求めるもの (6 市町村) などもみられた。

図表 8-(3)-エ-① 調査対象 104 市町村における法務局等に対する意見要望

(単位:市町村、%)

区分	市町村数
法務局等による地図作成作業の実施拡大	42 (40.4)
地図作成作業に係る情報提供	9 (8.7)
地籍調査の実施に当たっての地図作成作業との役割分担	6 (5.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一市町村が複数の区分に該当する場合は、それぞれに計上している。

3 表中 () は、調査対象 104 市町村に占める割合を示す。

上記の調査対象市町村における法務局等に対する意見要望の具体例は、図表 8-(3)-エ-②のとおりであり、法務局等による地図作成作業の実施拡大を求める意見要望には、i) DIDや地図混乱地域といった地籍調査の実施が困難な地区における地図作成作業の実施を求めるもの、ii) 既に地図作成作業が実施されている市町村において、引き続き地図作成作業の実施を求めるもの、iii) これまで地図作成作業が実施されることがない市町村において、新規に地図作成作業の実施を求めるものなどがみられた。

図表 8-(3)-エ-② 調査対象 104 市町村における法務局等に対する意見要望の具体例

区分	意見要望の内容
法務局等による地図作成作業の実施拡大	<ul style="list-style-type: none"> • DIDでは、比較的土地の価格が高く、住民の土地に対する権利意識が高い傾向にあるため、筆界確認が進みづらく、地籍調査の実施が困難であると考えられる。このため、DIDでは、法務局等に地図作成作業を実施してほしい。 • DIDは、土地の権利関係が複雑であり、地籍調査の実施が困難な地区であるため、法務局等に地図作成作業を実施してもらいたい。 • 市内にはいまだに多くの地図混乱地域が残されているが、地図混乱地域では、公図から土地の位置関係を特定することが難しいため、地籍調査の実施が困難となっている。このため、法務局等には地図作成作業の実施面積を拡大し、当市の地図混乱地域における地図作成作業を実施してほしい。 • 市が地図混乱地域で地籍調査を実施したとしても、筆界の確認が難しく、筆界未定となるおそれがある。このため、地図混乱地域においては、専門知識と権限を有する法務局等が中心となって地図作成作業を行ってほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内には、異なる土地に同一の地番が付されている、土地に地番が付されていない、地形の形状が変わったことなどにより公図と現況が大きく異なるなど、公図の精度が悪い地区がある。このような地区では、公図から調査図素図を作成することが難しく、地籍調査の実施が困難であるため、法務局等で地図作成作業を実施してほしい。 ・ 当市の財政は厳しい状況が続いており、地籍調査に係る予算措置が必ずしも十分でないことから、法務局等には、南海トラフ地震の発生に伴う津波の浸水が想定される中心市街地において、引き続き地図作成作業を実施してほしい。 ・ 法務局等は、市の中心市街地を対象に地図作成作業を順次実施しており、今後も市が地籍調査を実施していない全ての地域について、地図作成作業の実施を希望する。 ・ 市内には、地図作成作業の対象地域になると考えられるD I Dがあるため、法務局等には、地図作成作業の実施面積を拡大し、当市においても地図作成作業を実施してほしい。 ・ D I Dでは、①権利関係が複雑で、地籍調査の実施が困難であること、②地籍整備に関する専門的かつ高度な知識が必要であることから、法務局等に対して、平成 26 年度から 27 年度までの間に複数回にわたって、D I Dである駅周辺地区における地図作成作業の実施を要望していた。しかし、法務局等では管轄区域内の特定の市町村でのみ地図作成作業を実施しており、当該市町村における地図作成作業の完了までに時間を要する見込みである上、法務局等から明確な回答も得られなかったため、これ以上の要望は断念したことがある。 このため、法務局等には地図作成作業の実施地区を拡大し、当市のD I Dにおいても地図作成作業を実施してほしい。 ・ これまで法務局等から、地図作成作業の実施地区に関する要望の照会等はないが、市では、同法務局等に対し、様々な機会を通じて市内の地図混乱地域における地図作成作業の実施を要望している。直近では、平成 25 年度に地図作成作業の実施を要望していたが、法務局等からは、他の市町村で地図作成作業の実施を検討しているため、当市における実施は困難であるとの回答であった。 ・ 市内には、D I Dには該当しないが、土地所有者等の権利意識が高い住宅地があるため、法務局等には、D I Dに該当しないこのような地区においても、地図作成作業を実施してもらえればありがたい。 ・ 市内にはD I Dがなく、法務局等が実施する地図作成作業の対象地区になり得ないと考えられるが、当市の住宅地においても、地図作成作業を実施してもらえればありがたい。
<p>地図作成作業に係る情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍調査の第 7 次国土調査事業十箇年計画の策定に当たっては、D I Dも地籍調査の実施地区として選定する可能性があることから、この実施地区の検討に当たり、法務局等には、今後の地図作成作業の実施地区に関する情報提供をしてほしい。 ・ 今後、当市において地籍調査を進めた場合、法務局等による地図作成作業の実施地区と重複するおそれがあるため、地図作成作業に係る計画等を市町村に情報提供してほしい。 ・ 現在、法務局等による地図作成作業の実施地区や今後の実施予定を把握していないため、地図作成作業に関する情報共有や意見交換を行う機会を設けてほしい。

<p>地籍調査の実施に当たっての地図作成作業との役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法務省では、地図作成作業の対象地域の全体面積や残りの面積がどの程度あり、今後、地図作成作業をどのようなペースで進めていくのかなどの方針を示しておらず、市町村ではどの程度、D I Dでの地籍調査を実施しなければならないのかが分からない。このため、法務省は地図作成作業に関する方針を示し、地籍整備に係る市町村との役割分担を明確にしてほしい。 現在、官民境界等先行調査のみを実施しているが、後続の一筆地調査については、以前、モデル的に後続調査を実施した際、筆界確認にかなりの時間を要し、円滑に実施できなかったことから、これ以降には実施していない。このままでは、官民境界等先行調査の成果が活用できないため、街区の外周の測量は市町村が実施し、街区内の一筆地調査は法務局等が実施するなど役割分担が有効と考える。 D I Dで地籍調査を実施するに当たり、住民に対して、市の地籍調査と法務局等の地図作成作業との住み分けについて説明が難しいことから、法務局等と実施地区の住み分けを行いたい。
----------------------------------	--

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象市町村における上記以外の法務局等に対する意見要望として、図表 8-(3)-エ-③のとおり、地籍調査の成果の送付時や登記情報及び地図情報の提供時における対応の迅速化を求めるもの、地籍調査の成果の送付時の対応や法務局等職員のノウハウなどに関する法務局等との情報共有を求めるもの、相続登記の義務化など制度改善を求めるものなどがみられた。

図表 8-(3)-エ-③ 調査対象 104 市町村における法務局等に対するその他の意見要望の具体例

意見要望の内容
<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査の成果の送付後、登記が完了するまでに、長期間を要する場合があります、その間に合筆、分筆、所有権移転が行われるなど、地籍調査の成果の内容に変更が生じた際には、これを修正する手間と費用が掛かる。このため、登記完了が早期に行われるようにしてほしい。 市町村における地籍調査の成果の送付が集中した場合には、登記所備付地図が備え付けられるまでに長い期間を要する場合があります、課税に関する処理も関係することから、早期に登記が完了するよう留意してほしい。 登記情報及び地図情報の提供を管轄登記所に申請した場合、提供まで数週間を要しているため、法務局等には速やかに対応するようにしてほしい。 地籍調査の成果の送付時の対応（送付時に必要な書類の内容、成果案を受け付けられないケースの例示等）について、登記官と意見交換や情報共有できる場を設置してほしい。 法務局等職員が有するノウハウなどについて、市の職員と情報共有できるようにしてほしい。 相続により土地の所有権を変更する際に、相続登記することを義務化してほしい。

(注) 当省の調査結果による。